

請願・陳情回答綴

〔 請願 第 1 号
陳情第 64 号～第 78 号 〕

令和 7 年第 4 回 市議会委員会審査分

堺 市 議 会

目 次

請願第	1号	加齢性難聴者への支援について	1
陳情第	64号	行政にかかる諸問題について	3
陳情第	65号	診療報酬の改定等について	27
陳情第	66号	行政にかかる諸問題について	29
陳情第	67号	行政にかかる諸問題について	45
陳情第	68号	行政にかかる諸問題について	63
陳情第	69号	行政にかかる諸問題について	75
陳情第	70号	障害者施策等の充実について	79
陳情第	71号	H P V等ワクチンについて	81
陳情第	72号	加齢性難聴者への支援について	83
陳情第	73号	行政にかかる諸問題について	85
陳情第	74号	大屋根リングについて	89
陳情第	75号	金岡公園プールについて	91
陳情第	76号	公共交通について	93
陳情第	77号	支援学校について	95
陳情第	78号	放課後施策について	99

番 号	請願第1号	所管局	健康福祉局			
件 名	加齢性難聴者への支援について					
第1項（長寿社会部長寿支援課）						
<p>公費による聴力検査・検診の実施の予定はありませんが、高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は本人も気付かないうちに進行することがあることから、医療受診や適切なケアにつながるよう、本市では加齢性難聴に対する啓発に取り組んでいます。</p>						
第2項（長寿社会部長寿支援課、健康部健康医療政策課）						
<p>一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会のホームページにおいて、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定した補聴器相談医の中で、勤務先公開の了承を得た相談医の名簿が公表されており、本市内すべての行政区において、補聴器相談医が配置されている状況です。</p>						
<p>加齢性難聴は、本人も気付かないうちに進行することがあることから、本市としても、早期に発見して医療機関への受診や適切なケアにつながるよう、現在行っている本市ホームページでの情報発信に加えて啓発チラシを作成し、本市主催の介護予防教室の参加者に対する周知を行うなど、市民への普及啓発を強化しています。</p>						
第3項（長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課）						
<p>加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。</p>						
<p>引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。</p>						
<p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>						
第4項（障害福祉部障害施策推進課）						
<p>ヒアリングループシステムは難聴者の聞こえをサポートするため、音声を磁気に変え、その磁気を補聴器や受信機が受けることで音声を聞きやすくするものです。加齢性難聴の方をはじめ難聴者にとって聞こえの支援に非常に有効な福祉機器のひとつです。</p>						
<p>堺市立健康福祉プラザ内の視覚・聴覚障害者センターでは、市内在住・在学・在勤の聞こえない・聞こえにくい方や聴覚障害者の福祉活動に従事する方を対象に、ヒアリングループシステム等の福祉機器の貸出を行っています。</p>						
<p>引き続き、ヒアリングループシステムをはじめ、円滑なコミュニケーション及び社会活動に係る情報取得のための福祉機器等の貸出について、周知・啓発を行います。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項（財政部財政課）（市長公室政策企画部政策推進課）						
<p>本市では市民生活の安全・安心を確保するため、国の重点支援地方交付金も活用し物価高騰対策を実施しています。</p> <p>令和7年度は当初予算、5月補正予算及び8月補正予算にそれぞれ物価高騰対策の取組に係る予算を計上し支援を進めています。具体的な取組として段階的な学校給食費の無償化及び食材費高騰支援、高齢者施設や保育施設、医療機関等に対する物価高騰対応支援金の支給、中小企業における生産性向上の促進、路面公共交通の路線維持に対する支援金の支給等を実施しています。</p> <p>国の動向や物価の状況、市民生活や事業活動への影響を注視し必要に応じた適切な対応を実施してまいります。</p>						
第4項（税務部市税事務所市民税課）						
<p>令和2年度までは申告期限内に住民税申告書を提出され非課税となった方へ「非課税のお知らせ」を送付していましたが、他市の実施状況を考慮し、取扱いの見直しを行ったものです。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第5項（1）（生活福祉部生活援護管理課）						
<p>生活保護基準訴訟の最高裁判決を受け、国においては「社会保障審議会・生活保護基準部会最高裁判決への対応に関する専門委員会」を開催して判決の趣旨及び内容を十分精査の上、今後の対応について検討されています。</p> <p>本市としては、今後国から示される方向性に沿って対応します。</p>						
第5項（2）（生活福祉部生活援護管理課）						
<p>生活保護基準訴訟の最高裁判決を受け、国においては「社会保障審議会・生活保護基準部会 最高裁判決への対応に関する専門委員会」を開催して判決の趣旨及び内容を十分精査の上、今後の対応について検討されています。</p> <p>本市としては、今後国から示される方向性に沿って対応します。</p>						
第5項（3）（生活福祉部生活援護管理課）						
<p>生活保護法による生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを見極めるため、全国消費実態調査等を基に定期的に検証が行われ、その検証結果を踏まえて国により定められることとなっていることから、地方自治体に裁量の余地はありません。</p> <p>本市としては、生活保護法の目的である最低生活の保障の観点から、保護の基準額を昨今の高騰する物価水準に対応したものとすることについて、国に対する要望を継続して行います。</p>						
第6項（1）①（生活福祉部地域共生推進課、生活援護管理課）						
<p>生活保護制度について、国は、年末の特別需要については、同制度の期末一時扶助で対応していると判断しています。また、夏期については、年末に比較して支給する特段の需要はないという判断から、国は制度化していません。ご要望の年末一時金、夏期一時金の本市独自支給については、現状困難と考えていますが、生活保護制度における夏期一時扶助の創設については、これまで同様に国に対して要望します。</p>						
第6項（1）②（生活福祉部地域共生推進課、生活援護管理課）						
<p>生活保護制度におけるエアコンの購入・設置費用の給付について、生活保護の基準は国において定めることとなっていることから、本市独自基準による給付は困難と考えていますが、生活保護の本来の使命である最低生活保障の観点から、生活保護受給者への熱中症対策として、新規開始者のみならず、継続受給者についても対象とするよう、制度の改正意見等で国に対して要望しています。</p> <p>なお、継続受給者や生活保護を受給していない低所得者の場合、現状では社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の活用などを検討していただくことになります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（1）③（生活福祉部生活援護管理課） 生活保護制度に係る保護の基準額を昨今の高騰する物価水準に対応したものとすることや、夏季加算の新設などについて、これまで改正意見等で国に対し検討するよう要望しており、今後も継続して行います。						
第6項（1）④（生活福祉部地域共生推進課、生活援護管理課） 本市の小口更生資金に係る貸付制度は、生活福祉資金貸付制度の拡充に伴い利用件数が減少していたことから、市民サービスの向上と業務コストとの均衡に鑑み、令和3年6月1日で廃止しました。 また、緊急小口資金を含む生活福祉資金貸付制度の実施主体については、都道府県社会福祉協議会となっています。						
第7項（1）①（長寿社会部国民健康保険課） 国民健康保険法第82条の2第8項に「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする」と規定されており、また大阪府国民健康保険運営方針が被保険者間の受益と負担の公平性の観点から定められたことを鑑み、本市としては脱退することは考えていません。						
第7項（1）②（長寿社会部国民健康保険課） マイナ保険証へ移行した令和6年12月2日以降、「資格証明書」は「資格確認書（特別療養）」に名称が変更となり、「短期被保険者証」はなくなりました。 従前の取扱いにおける資格証明書の発行、すなわち特別療養費の支給対象とすることについては、法令の規定に基づいて行っていますが、その判断に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて慎重に対応しています。						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（1）③（長寿社会部国民健康保険課）						
<p>国民健康保険事業において、保険料の収納確保は制度を運営していく上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、滞納処分を行うこととなります。</p> <p>なお、滞納者の財産調査は国税徴収法第141条の規定に、滞納者の財産の差し押さえは同法第47条の規定（いずれも国民健康保険法第79条の2で準用）に基づいており、納付相談の際には、個別の事情をよく聞いた上で対応しています。</p> <p>また、滞納処分の執行に当たっては、滞納者との面談の機会を確保する等、実態の把握に努め、機械的な一律の取扱いではなく、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>高額療養費の給付についても同じ趣旨から、申請時等に被保険者に説明の上、滞納保険料に充当しています。</p>						
第7項（1）④（長寿社会部国民健康保険課）						
<p>令和6年度以降は大阪府内の統一保険料率に移行しており、本市独自で保険料率を引き下げることや負担軽減策を講じることはできませんが、本市としては統一保険料率についてもより一層の低減が必要であると考え、大阪府から国に対し更なる公費投入の拡充を求めることが、被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を大阪府が講じることを引き続き検討するよう意見具申を行いました。その結果、令和6年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。</p> <p>また、国に対し、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を行うよう、また、改革が行われるまでの間は、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。</p> <p>今後も被保険者の負担抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。</p>						
第7項（1）⑤（長寿社会部国民健康保険課）						
<p>保険料減免については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（1）⑥（長寿社会部国民健康保険課） <p>一部負担金の減免制度については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p> <p>本市では、平成29年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であるとの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。</p> <p>同制度については、広報さかい、本市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載し、また、「国保のしおり」は、区役所受付カウンター等に配架しています。また、区役所窓口においても制度の案内を行い、周知に努めています。</p>						
第7項（1）⑦（長寿社会部国民健康保険課） <p>傷病手当金の支給については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資するため、国から緊急的・特例的な措置として傷病手当金の支給に要した費用の全額について財政支援を行う旨が示されたこと等を踏まえた特例的な措置として、令和5年5月7日までに感染したものについて実施していました。しかし、令和5年5月8日から5類感染症に位置付ける方針が示され、国の財政支援が終了したことから、当該措置も終了しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に限定しない形での傷病手当金や出産手当金の常設については、国保には多様な就業形態の被保険者が加入しており、被保険者間の公平性等、様々な課題があると認識しています。</p>						
第7項（2）①（長寿社会部国民健康保険課） <p>令和6年12月2日から、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しましたが、マイナ保険証の利用登録は任意であり、解除することも可能である旨、本市ホームページ等で周知しています。また、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、従来の被保険者証に代わるものとして、資格確認書を交付しています。</p>						
第7項（2）②（長寿社会部国民健康保険課） <p>国民健康保険法第82条の2第8項に「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする」と規定されており、また、大阪府国民健康保険運営方針が被保険者間の受益と負担の公平性の観点から定められたことを鑑み、本市としては脱退することは考えていません。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（2）③（長寿社会部国民健康保険課）						
<p>国民健康保険料の算定方式は、法令の規定上、4方式（所得割、資産割、均等割及び平等割）、3方式（所得割、均等割及び平等割）又は2方式（所得割及び均等割）のいずれかによるものとされ、大阪府国民健康保険運営方針において、医療分・支援分保険料はそれぞれ3方式、介護分保険料は2方式と定められていることから、本市は運営方針に従い算定し、賦課しており、均等割をなくすことはできません。</p> <p>なお、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る均等割保険料の5割軽減措置制度が令和4年度から導入されています。本市は、国が示す対象年齢、減額割合により軽減措置を実施していますが、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、対象となる年齢及び軽減割合の拡大を国に要望しています。</p>						
第7項（2）④（長寿社会部国民健康保険課）						
<p>マイナ保険証へ移行した令和6年12月2日以降、「資格証明書」は「資格確認書（特別療養）」に名称が変更となり、「短期被保険者証」はなくなりました。</p> <p>従前の取扱いにおける資格証明書の発行、すなわち特別療養費の支給対象とすることについては、法令の規定に基づいて行っていますが、その判断に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて慎重に対応しています。</p>						
第7項（2）⑤（長寿社会部国民健康保険課）						
<p>入院時食事療養費については、各健康保険制度の中で、所得に応じた標準負担額が決められています。また、住民税非課税世帯の方は、食事療養費の標準負担額を減額できる軽減措置があり、一定の負担軽減が講じられていますので、ご理解をお願いします。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（1）①（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険制度は、その財源として、国・府・市の公費負担割合、被保険者の保険料負担割合が法令で定められており、介護サービスを受ける方が多くなると、介護費用も多くなり、公費負担と保険料負担も増えることになります。また、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることがあります。</p> <p>本市では、第9期介護保険事業計画期間において、公費投入による低所得者の保険料軽減策に加え、高額所得層の保険料段階の多段階化や国の標準乗率の見直しを踏まえた保険料率の見直し等、負担能力に応じたきめ細かな18段階の保険料設定としたほか、介護給付費準備基金の投入等により、低所得者の負担軽減及び保険料の上昇抑制を図りました。</p> <p>利用者負担割合については、介護保険法の規定に基づき、被保険者本人及び同一世帯の第1号被保険者の所得状況を勘案の上、判定されます。所得の低い方の保険料・利用料については、その所得状況や制度の運営状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど国に対して必要な措置を講ずることを要望しています。</p> <p>また、保険料設定については、国に対して本人の所得のみにより算定すること等を要望しています。</p> <p>なお、介護保険制度では、制度上、保険料の軽減措置に必要な財源は、保険料で賄うこととなります。したがって、一般財源から繰り入れて保険者が独自に軽減措置を行うことは適当でないと考えます。</p>						
第8項（1）②（長寿社会部介護保険課）						
<p>本市では、独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。</p> <p>介護保険の利用料については、その負担があまり高額とならないよう、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けています。その自己負担上限額については、世帯全員が市民税非課税等の所得の低い方への配慮として、その上限額が低く設定されています。</p> <p>また、低所得で特に生計の維持が困難な方に対しては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対して、本市も応分の負担を行っています。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項 (1) ③ (長寿社会部介護事業者課)						
<p>特別養護老人ホーム等の施設整備は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により進めています。</p> <p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における施設整備数は、入所待機者数や将来的な高齢者人口の推移等を考慮し、審議会等の調査・審議を経て設定しています。</p> <p>今年度においても同計画に基づき特別養護老人ホーム等の施設整備事業者を公募により選定しています。</p> <p>今後も、市民が適切な介護サービスを利用できるよう、必要な特別養護老人ホーム等の施設整備に努めます。</p>						
第8項 (1) ④ (長寿社会部介護保険課)						
<p>介護保険施設等における居住費・食費については、利用者負担の公平性の観点から、介護保険給付の対象外となっています。ただし、世帯全員が市民税非課税等、所得の低い方においては、居住費・食費の負担が過重にならないように所得に応じた負担限度額を設定し、負担軽減を図っています。</p> <p>また、低所得で特に生計の維持が困難な方に対しては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しており、この軽減措置に対しては、本市も応分の負担を行っています。</p>						
第8項 (1) ⑤ (長寿社会部長寿支援課)						
<p>地域包括支援センターにおける援助件数は年々増加傾向にあり、支援ニーズは複雑化・複合化しています。今後、高齢者数や認知症高齢者数が増加し、センターに求められる役割は更に拡大すると見込まれます。</p> <p>高齢者にとって地域包括支援センターが身近な存在であることは重要と考えており、支援をより効果的に実施できるよう運営方法などについて検討します。</p> <p>また、引き続き、相談内容に応じて高齢者等のニーズを把握し、適切な支援を実施します。</p>						
第8項 (2) ① (長寿社会部介護保険課)						
<p>財政安定化基金は、介護保険法に基づき、見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合に、市町村に対して資金の交付・貸付を行うために都道府県に設置されている基金であり、ご要望の趣旨とは基金の目的が異なっていますので、ご理解願います。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（3）①（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることが求められています。保険料設定については、国に対して本人の所得のみにより算定すること等を要望しています。</p>						
第8項（3）②（長寿社会部介護保険課）						
<p>所得の低い方の保険料・利用料については、その所得状況や制度の運営状況を踏まえ、介護サービスの利用が制限されることのないよう負担軽減の拡大を図るなど国に対して必要な措置を講ずることを要望しています。</p> <p>なお、介護保険制度では、制度上、保険料の軽減措置に必要な財源は、保険料で賄うことになります。したがって、一般財源から繰り入れて保険者が独自に軽減措置を行うことは適当でないと考えます。</p>						
第8項（3）③（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険制度は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担を明確にした保険制度であることから、被保険者は全て、災害その他特別の事情がある場合を除き、保険料を負担し、サービスを利用された場合はサービスに係る費用の一部（利用料）を負担することになっています。保険料については、市民税非課税世帯である所得段階第1段階から第3段階までの保険料に対しては、公費を投入して軽減措置を講じています。</p> <p>なお、生計中心者の収入が著しく減少した場合等においては、保険料及び利用料について軽減措置を行っています。また、独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて、低所得で特に生計の維持が困難な方に対して、保険料の軽減措置を実施しているほか、社会福祉法人が実施している利用料の軽減措置に対して、本市も応分の負担を行っています。</p>						
第8項（3）④（長寿社会部長寿支援課、介護保険課）						
<p>軽度者への生活援助サービス等に係る給付のあり方については、現在、国において、現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討することとされており、本市も国の動向を注視します。</p> <p>要支援者が利用するサービス・活動事業については、介護給付から地域支援事業に移行しており、介護予防・日常生活支援総合事業の中で提供されていますが、引き続き必要な方が適切なサービスを利用し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、上限額の算定方法又は個別協議の取扱いについて見直しを行うことについて、政令指定都市共同で国に要望しています。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（3）⑤（長寿社会部介護保険課）						
<p>第1号被保険者の保険料徴収方法は、介護保険法の規定により年金から天引きする特別徴収と普通徴収という納付書や口座振替による方法があります。特別徴収の対象者については、介護保険法の規定により、特別徴収の対象年金を年額18万円以上受給している被保険者とされています。</p> <p>介護サービスに必要な財源はみなさまに納めていただく介護保険料でまかなわれており、介護保険制度を安定的に運営するために必要なものですので、ご理解願います。</p>						
第9項（1）①（障害福祉部障害施策推進課、長寿社会部長寿支援課）						
<p>（公社）堺市シルバー人材センターでは、働く意欲のある高齢者の就業の場を確保するため、臨時の・短期的又は軽易な仕事を個人家庭・民間事業所・公共団体等から引き受け、希望や能力に応じて会員に提供しています。また、同センターでは、より多くの高齢者に就業の場を確保することをめざし、多種多様な就業機会の提供など事業拡大に向けた団体の事業計画を策定し、受託業務の受注量の増加に向けた取組に努めています。</p> <p>障害者の働く場の確保など就労への支援については、障害者の就労支援の専門機関である堺市障害者就業・生活支援センターにおいて、就労を希望する障害者の能力や特性を把握した上で、必要に応じて就労支援に携わっている関係機関と連携しながら、就業に向けた支援と就職後も継続してサポートする定着支援を行っています。また、令和5年度からは、就労希望者がいる福祉施設と職場体験実習に協力いただける企業とをマッチングし、就労希望者には一般就労の体験、福祉施設職員には実習を通じたノウハウ教授、企業には障害者雇用のイメージ把握及び一般就労受入れを促すことができる就労支援の取組を行っています。</p>						
第9項（1）②（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課）						
<p>障害福祉サービスである就労継続支援等では、国の制度として送迎人数や送迎頻度に応じて利用者の送迎に対し加算制度があることから、本市では通所に要する交通費の給付を行っていませんので、ご理解をお願いします。</p>						
第9項（1）③（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、長寿支援部長寿支援課）						
<p>本市では現在、障害者の生活支援や高齢者の生きがい創出の支援等のサービス提供を進めており、障害者給付金及び敬老祝金給付事業の実施については予定していませんので、ご理解をお願いします。</p>						
第9項（1）④（長寿支援部長寿支援課）						
<p>堺市高齢者緊急通報システム事業で貸与しているペンダント式ボタンは一定の防水性を有しており、平成27年度以降はより防水性能の高いものを導入しています。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項 (1) ⑤ (障害福祉部障害支援課、長寿支援部長寿支援課)						
<p>高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。</p> <p>引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>						
第9項 (1) ⑥ (障害福祉部障害支援課)						
<p>重度障害者福祉タクシー利用助成制度は、重度障害者（児）の社会参加の増進を図るため、利用料金の一部を助成する制度です。</p> <p>令和5年度から、初乗運賃という条件は無くし、助成額と交付枚数について見直しを行いました。</p> <p>本市の財源に限りがある中、現在のところ拡充は困難ですが、障害者の社会参加を促進するため必要な助成であることから、外出支援サービス事業について国に財政措置を講じるよう、今後も引き続き要望を行います。</p>						
第9項 (1) ⑦ (長寿社会部医療年金課)						
<p>平成25年8月の社会保障制度国民会議の審議結果を受け、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律において、高齢者医療制度については、医療制度改革の実施状況を踏まえ、必要に応じ検討するとされています。</p> <p>本市としては、後期高齢者医療制度について、将来にわたり持続的かつ安定的な運営を確保していくことが重要であると考えます。</p> <p>今後とも、国に対して、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度を構築するよう、要望します。</p>						
第9項 (1) ⑧ (長寿社会部医療年金課)						
<p>後期高齢者医療制度では、国において、医療の給付と負担の在り方についての検討を行い、社会保障制度の持続可能性を確保しながら世代間の公平性を図ることを目的に、令和4年10月1日から一定所得以上の被保険者の方の窓口負担を2割としていますので、ご理解をお願いします。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第10項 (1) ① (健康部健康医療政策課) <p>ハイリスク分娩等、命に関わる危険性があり、かかりつけ医では対応できない妊婦に対する夜間・休日診療については、大阪府・大阪市と共同で大阪府周産期医療体制整備事業を実施しており、この事業により府内の病院で救急搬送を受け入れる体制を確保しています。</p> <p>小児科の夜間・休日医療体制については、本市の外郭団体である公益財団法人堺市救急医療事業団が堺市こども急病診療センターを運営し、年間を通じて休日・夜間の小児初期診療を行っています。</p>						
第10項 (1) ② (健康部健康推進課) <p>特定健康診査は、生活習慣病の予防のためにメタボリックシンドロームに着目した「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とする健診であり、フレイル及び聴力検査は基本的な健診項目の対象外となっています。</p> <p>また、心電図検査については、特定健康診査の結果、検査の実施基準に該当した方のうち、医師が必要と判断した場合に無料で実施しています。</p> <p>なお、特定健康診査に係る自己負担額については、平成30年度より無料となっています。</p>						
第10項 (1) ③ (健康部健康推進課) <p>本市が実施するがん検診については、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に定められている検査方法、対象者年齢及び実施回数（受診間隔）に基づき実施しており、子宮頸がん検診及び乳がん検診については、実施回数が2年に1回と定められていることから、偶数年齢時に2年に1回受診していただく制度として実施しています。</p> <p>また、胃・肺・大腸・子宮頸・乳の5つのがん検診については、令和7年度も自己負担額を無料としており、この機会に、多くの市民に受診をしていただき、以後の定期的な検診の受診につなげます。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第10項 (1) ④ (保健所感染症対策課)						
<p>予防接種法に基づく定期予防接種には、「人から人に伝染することによるその発生及び蔓延を予防すること」を目的とするA類疾病と「個人の発病又はその重症化を防止すること」を目的とするB類疾病の2種類があります。</p> <p>乳幼児、小児を対象とするA類疾病の定期予防接種に対し、主として65歳以上の方を対象とするインフルエンザ予防接種、新型コロナワクチン予防接種、高齢者の肺炎球菌予防接種及び帯状疱疹予防接種は、B類疾病の定期予防接種に該当します。</p> <p>同法第28条では「予防接種を行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者から政令の定めるところにより実費を徴収することができる」とされており、本市ではA類疾病については無料、個人予防を目的とするB類疾病については、受益者負担の観点からワクチン代相当額としてインフルエンザ予防接種は1,500円、新型コロナワクチン予防接種は8,000円、高齢者の肺炎球菌予防接種は4,000円、帯状疱疹予防接種は生ワクチン4,950円、組換えワクチン1回あたり11,000円（2回合計22,000円）を自己負担金として実施しています。</p> <p>ただし、上記の対象者のうち市民税非課税世帯、生活保護世帯等の方につきましては、経済的負担が接種控えにつながらないよう自己負担金を免除しています。</p> <p>本市としては、受益者負担の観点からB類疾病の定期予防接種を無料とする予定はなく、現行の予防接種制度を持続可能なものとしたいと考えています。</p> <p>また、その他の任意の予防接種については、国において定期接種化に向けた審議が現在も継続されているところであります、今後も動向を注視します。</p>						
第10項 (1) ⑤ (保健所保健医療薬務課)						
<p>本市では、保健所と各区に設置している保健センターの連携体制により、市民の健康の保持増進を図っています。保健所は、地域保健法の考え方に基づき、地域保健における広域的、専門的技術的拠点として、感染症や医事、薬事など主に全市域を対象とした地域生活を支えるための取組を行い、各保健センターは、住民に身近で利用頻度の高いサービスを提供する拠点として、健康相談や保健指導など主に直接的な市民サービスを行っています。</p>						
第10項 (2) ① (長寿社会部医療年金課)						
<p>後期高齢者医療制度では、国において、医療の給付と負担の在り方についての検討を行い、社会保障制度の持続可能性を確保しながら世代間の公平性を図ることを目的に、令和4年10月1日から一定所得以上の被保険者の方の窓口負担を2割としていますので、ご理解をお願いします。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第10項 (2) ② (健康部健康医療政策課) 国が推進する地域医療構想において、具体的対応方針の再検証を要請された医療機関は本市ではなく、現時点では、入院ベッド数の削減について国への要望の必要性は生じていません。今後も引き続き、国の動向を注視します。						
第10項 (2) ③ (長寿社会部国民健康保険課、医療年金課) 医療保険で治療を受けた場合、被保険者は、治療に対する一部負担金を支払うことになりますが、その負担が大きくなりすぎないように自己負担限度額が法令に定められており、自己負担限度額を超えた支払額は申請により事後に支給されます。この自己負担限度額は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して定められており、ご理解をお願いします。						
第10項 (2) ④ (健康部健康医療政策課) 大阪府では、大阪府医療計画において、診療科別の必要医師数を独自に算出し、医師をはじめとする医療従事者の確保に向けた取組を進めています。本市においても、大阪府等と連携した広域的な医師確保等の取組が必要と考えています。大阪府堺市保健医療協議会等の地域医療に精通した有識者で構成する会議において、地域の実情や課題を協議し、効果的な対応を検討します。 国に対しては、医療従事者の確保に向けた勤務環境の改善や資質向上のための対策等を要望しています。						
第10項 (2) ⑤ (長寿社会部国民健康保険課、医療年金課) 入院時食事療養費については、各健康保険制度の中で、所得に応じた標準負担額が決められています。また、住民税非課税世帯の方は、食事療養費の標準負担額を減額できる軽減措置があり、一定の負担軽減が講じられていますので、ご理解をお願いします。						
第10項 (2) ⑥ (健康部健康医療政策課) かかりつけ医等からの紹介状を持たずに、大学病院や一般病床数200床以上の地域医療支援病院等を受診した場合、初診時・再診時に診療費とは別に「選定療養費」の負担が発生します。この選定療養費は、身近な地域における日常的な診療、疾病予防等の医療を提供する「かかりつけ医機能」の普及を目的として設けられています。かかりつけ医機能の強化により、大病院への患者集中を避け、待ち時間の短縮を図るなど、効果的かつ効率的な医療提供を実現するため、本市においてもかかりつけ医を持つことを推奨しています。このことについては、市民の皆様のご理解とご協力を願うものであります、国への要望は予定していません。						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p>第11項 (1) ① (障害福祉部障害支援課、長寿社会部医療年金課、保健所保健医療薬務課)</p> <p>ご要望の在宅酸素療養患者の医療費や諸経費にかかる助成については、限りある財源の中、現在のところ本市独自で制度化することは困難な状況にありますので、ご理解をお願いします。</p>						
<p>第11項 (1) ② (長寿社会部医療年金課)</p> <p>本市の子ども医療費助成制度の一部自己負担については、平成16年11月から1医療機関当たり月2日を限度に、各日500円までの負担をいたしましたが、平成18年7月からは、子育てに係る負担軽減を図るため、1か月当たりの負担限度額を2,500円とする助成制度の拡充を行いました。これら一部負担金は、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入された制度となっています。</p> <p>また、本市独自の取組として、対象年齢18歳までの拡充、所得制限の撤廃、入院時食事療養費の助成を実施しています。更なる助成の拡充は予定していませんが、引き続き子育て施策に対する国や府の動向を注視します。</p>						
<p>第11項 (1) ③ (保健所保健医療薬務課)</p> <p>平成27年1月に難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)が施行され、新たな難病医療費助成として特定医療費制度が創設されました。国では、難病とは、(1) 発病の機構が明らかでなく、(2) 治療方法が確立していない、(3) 希少な疾病であって、(4) 長期の療養を必要とするものとされ、さらに特定医療費の支給対象となる指定難病は、患者数が本邦において一定の人数(人口の約0.1%程度)に達しないこと、客観的な診断基準(又はそれに準ずるもの)が確立していることとされており、厚生労働大臣が指定しています。対象疾病は、110疾病から段階的に拡大され、現在、計348疾病が指定されています。さらに、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会では、対象疾病の追加や、既に指定されている疾病の支給認定に係る基準についての見直しを行うことが検討されています。</p> <p>また、難病法に基づく公平かつ持続的、安定的な医療費助成の仕組みとして、患者の自己負担の割合及び患者等の所得に応じた自己負担上限額が定められており、高額な医療を長期に継続している方への負担軽減等が図られています。</p> <p>本市としては、難病患者の方が安心して医療費助成を受けられるよう、今後も引き続き国の動きを注視しつつ対応します。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第11項 (1) ④ (長寿社会部長寿支援課) 堺市高齢者紙おむつ給付事業については、本市が給付していた給付上限額の9,000円が、全国の政令指定都市平均の約6,500円と比べて高い水準であったことから、令和3年4月に上限価格の改定を行いました。今後も国や他市の状況等を踏まえ、事業のあり方を検討します。						
第11項 (1) ⑤ (長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課) 高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。 引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。 なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。						
第11項 (2) ① (長寿社会部医療年金課) 老人医療制度を除く大阪府の福祉医療制度の一部負担金は、健康保険の負担割合の増加や一部負担金限度額の増額等を背景に、受益と負担の観点から平成16年11月、福祉医療制度の再構築の際に導入されました。平成18年7月には月額上限額が設定され、平成30年4月に障害者医療制度の自己負担額の変更を伴う制度の再構築が行われ現在に至っています。 老人医療費助成制度については、大阪府が平成30年4月に、福祉医療費助成制度を持続可能な制度とするために、対象者や給付範囲を見直し、受益と負担の適正化を図った結果、令和3年3月31日に終了しました。 これらのことから、大阪府に対して福祉医療制度の一部負担金無料化、老人医療費助成制度の再制度化の要求は考えていませんが、引き続き福祉医療制度や高齢者の医療制度等に対する、国や大阪府の動向を注視します。						

番 号	陳情第64号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第12項 (1) ① (子ども青少年育成部子ども家庭課) 本市助産施設につきましては、産科医療機関等が減少する中、市内3医療機関が実施しております、近隣市の助産施設においても実施しています。また、本市の助産制度では、国基準に加えて、各施設で個別に設定されている入通院に係る経費においても原則、対象としています。 今後も保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し案内します。						
第12項 (1) ② (子ども青少年育成部子ども家庭課) 入院助産の認定手続きにつきましては、児童福祉法上、経済的な事情により出産が困難な妊産婦を対象としております。そのため、申請者（妊産婦または扶養義務者）の現況の確認を行う必要があり、母子健康手帳及び健康保険証の写し等の提出、所得についてはマイナンバーによる確認や課税証明書の提出による手続きが必要となりますので、ご理解ください。						
第12項 (1) ③ (子育て支援部幼保政策課) 本市では待機児童解消のため、認定こども園や小規模保育事業所の新設などにより、保育を必要とする児童に対する受入枠の整備等を進め、令和3年から5年連続で待機児童数ゼロを達成しました。 今後も引き続き、保育需要の動向を見極めながら、必要な受入枠の確保に努めます。						
第12項 (1) ④ (子ども青少年育成部子ども育成課、子育て支援部幼保政策課) 児童福祉法や子ども・子育て支援法のもと、より多くの保育を必要とする子どもが利用できるよう幼保連携型認定こども園をはじめとした受入枠の確保を進めています。 また、保護者の妊娠・出産、疾病及び介護、災害復旧など、緊急その他やむを得ない理由で他に保育の代替となるものが全くない場合については、緊急一時保育として、認定こども園や保育所等を利用する事が可能となっており、引き続き、制度の適切な運用に努めます。 病児・病後児保育施設数については、本市内の出生数や実際の利用者数など、施設の受入状況等を踏まえて必要量を検討し、外部有識者で構成する「堺市子ども・子育て会議」での議論と、広く市民の意見を踏まえて策定した「堺市こども計画」に基づき、現在5か所を設置しています。あわせて市内全域を対象とする訪問型病児保育事業も実施しており、ニーズ量に対しては既存施設数で対応できていると考えています。 本事業を必要な時にご利用いただけるよう事業の充実に努めます。						

番 号	陳情第64号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第13項 (1) ① (産業戦略部産業企画課)						
<p>中小・小規模企業は、地域経済と雇用を支える重要な存在であると認識しています。</p> <p>こうした認識のもと、本市では「堺市基本計画」や「堺産業戦略」において、産業振興に関する方針を定め、これらの方針に基づき、経営基盤の強化や人材確保の支援など中小・小規模企業に対する各種施策を臨機応変に展開しています。</p> <p>令和7年度中には、社会経済情勢の変化や市内企業が直面する課題などを踏まえ、「堺産業戦略」を改定する予定であり、今後とも、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に中小・小規模企業を支援することで、地域経済の活性化を図ります。</p>						
第13項 (1) ② (産業戦略部産業企画課) (総務局人事部人事課)						
<p>簡素で、最適と考える任用や勤務形態の人員構成を実現することにより、住民のニーズに応える効果的・効率的な行政サービスを提供することが必要です。</p> <p>そのために、市民の視点に立って、業務内容に応じた最適な任用形態を合理的に組み合わせながら、適切な人員配置を講じ、費用対効果の高い行政運営をめざします。</p>						
第13項 (1) ③ (イ) (産業戦略部産業企画課) (財政局契約部契約課) (上下水道局総務部理財・会計課)						
<p>建設工事及び工事に関連する業務については、市内中小・小規模企業の受注機会を確保する観点から、競争性の確保を前提として、入札参加条件として市内事業者に限定した発注を行っています。</p> <p>また、共同企業体方式を活用し、大型工事や特殊工事等における市内事業者の入札参加機会の確保を図っています。</p> <p>さらに、元請業者に対して、一部を下請に発注し、又は原材料・物品を購入する場合には、可能な限り市内事業者へ発注するように周知を行っています。加えて、建設工事では、総合評価落札方式の評価項目として市内事業者への加点や、「市内下請の活用」又は「資材の市内調達」を行う事業者への加点を行っています。</p> <p>こうした取組により、市内中小・小規模企業の保護・育成に努めています。</p> <p>今後も競争性、公平性及び適正履行の確保に留意しつつ、市内中小・小規模企業の受注機会の確保に努めます。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第13項(1)③(ロ)(産業戦略部地域産業課)						
<p>地場産業・伝統産業の事業継続と発展には、販路拡大や後継者育成を支援することが重要であり、各産地組合が行う販路拡大や後継者育成などの取組に対して補助金を交付し、産地組合と連携して事業活動を支援することにより、地場産業・伝統産業の振興に努めています。</p> <p>特に、堺の伝統産業が持つ魅力を市内外の方に広く発信し、認知度を高めるためにはブランド化の取組が重要であると考えています。伝統産業のブランド化に向けた取組として、愛着をもって長く使い続けられる上質なアイテムを提案するブランド「sakai kitchen (堺キッチン)」を令和3年度に構築し、大きな市場である首都圏での販売やイベントの実施、各種情報発信を行っています。さらに、伝統産業事業者によるオープンファクトリー(工場見学・体験)に向けた環境整備を支援しているほか、海外販路開拓として、令和4年度からドイツでの展示会に参展しています。また、令和5年度からは、一般消費者のニーズを反映した商品開発や戦略的な販路開拓を行う伝統産業事業者等の支援や市民や企業からの発信を促す取組を実施しています。これらの取組を通じて堺の伝統産業の魅力を発信し、認知度向上をめざします。</p> <p>加えて、職人の高齢化や後継者不足への対応として、新たに従業員を雇用し後継者育成に取り組む事業所に対しての補助金交付による後継者確保の支援や、未来を担う若手人材を対象にした交流会の開催等、新たな取組を生み出す機会を提供しています。このほか、伝統産業・地場産業における優れた技術を継承・発展させるため、卓越した技能を有する方を堺市ものづくりマイスターとして認定しています。</p> <p>堺の伝統産業を一堂に集めた施設「堺伝匠館」では、令和2年度・3年度のリニューアルを経て、堺の地場産品・伝統産品を知る、ふれる、買うことができる施設として、多くの方にご利用いただいています。定期的に実演や体験も開催するなど、堺の地場産業・伝統産業の認知度を高め、魅力を発信しています。</p> <p>今後とも、地場産業・伝統産業の現況や課題を把握しながら振興・育成に努めます。</p>						
第13項(1)③(ハ)(産業戦略部地域産業課)						
<p>本市では、堺市産業振興センターを融資相談窓口として、市内中小企業者の資金調達に関する問い合わせに対応し、堺市中小企業融資制度をはじめ、大阪府制度融資、日本政策金融公庫等、多様な主体の金融支援メニューの中から、当該中小企業者の状況や需要に適した融資メニューの紹介や斡旋を実施しています。</p> <p>また、堺市産業振興センターが主として保証を行う堺市中小企業融資制度においては、市の施策に整合する制度利用者に対し信用保証料を市が負担するなど、市内中小企業者の借入時の負担軽減も図っています。</p> <p>今後もより円滑な資金調達に資するよう、市内中小企業者に寄り添った金融支援に努めます。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p>第14項 (1) ① (住宅部住宅施策推進課、大仙西地区整備室)</p> <p>本市営住宅を含む公営住宅は、自力では適正な居住水準の住宅を確保できない低額所得者などに対し、住宅セーフティネットの中核として住まいの提供を実施しています。全ての人が自立した生活を営むことができる住まいの確保と安定的な居住が継続できる環境の整備のために、公営住宅以外の公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を有効に活用することが必要と考えます。</p> <p>引き続き、本市の住宅ストック全体で、重層的な住宅セーフティネットの確保に取り組みます。</p>						
<p>第14項 (1) ②③ (交通部交通政策課) (健康福祉局長寿社会部長寿支援課、地域共生推進課、生活福祉部生活援護管理課、障害福祉部障害施策推進課) (子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課、子ども育成課)</p> <p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的とし、65歳以上の堺市民の方が市内の路線バスと阪堺電車を1乗車100円で利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、対象年齢未満の生活保護受給者、生活困窮者、障害者(児)、妊産婦を対象とする予定はありません。</p> <p>本市としては、今後とも府内関係部署や交通事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努め、高齢者の社会参加及び健康増進を推進します。</p> <p>バスの路線や便数の拡充については、経営状況・事業性等を踏まえて事業者が総合的に判断されると考えていますが、現在、人口減少やコロナ禍における新しい生活様式の定着に伴う通勤・通学利用の減少、燃料費高騰等による運行コストの増大に加えて、深刻化する運転士不足により交通事業者の経営環境は更に厳しい状況にあります。</p> <p>そのような中、本市ではおでかけ応援制度の実施や市として維持確保が必要と判断される路線への運行費用の補助など公共交通の利用促進や維持確保に向けて取り組んでいます。加えて、市民の日常生活や経済活動を支えるバス路線の維持・確保を図るため、運転士等の担い手確保に向けた周知広報等について交通事業者と連携して取り組んでいます。</p> <p>引き続き交通事業者と連携し、公共交通の利用促進に取り組み、維持確保を図ります。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	上下水道局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第15項（経営企画室経営マネジメント担当）						
<p>上下水道事業を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う水需要の減少に加え、物価や金利の上昇など厳しさを増しています。一方で、水道管路の漏水事故や下水道管路破損による道路陥没事故など、全国各地で施設の老朽化問題が顕在化しており、施設の健全性の確保に向けた投資が必要不可欠となっています。引き続き、安定的な上下水道サービスを維持することができるよう、施設の維持管理、改築、更新にあたっては将来の水需要を見据えて施設規模の適正化を図りつつ、事業費を平準化します。</p> <p>また、上下水道施設の建設改良コストの縮減や未利用資産の利活用など収支改善の取組に加え、DX推進など業務の効率化に継続的に取り組むことで経営基盤の強化を図ります。不断の経営改善に取り組みますが、上下水道施設を適切に管理し続けるため、事業の経費は当該事業の経営に伴う収入をもって充てる、いわゆる独立採算制を基本としており、適正な料金水準を設定する必要があります。</p> <p>次に、低所得者や生活保護世帯に対する水道料金及び下水道使用料の減免制度の実施についてお答えします。</p> <p>水道事業及び下水道事業の経営は、サービスの提供に要する経費負担をその受益者に求めるという受益者負担の原則により、使用者間の負担の公平性を図り、財政の自主・自立を確保することで、効率的な事業運営をめざしています。</p> <p>独立採算制の下で経営を行う場合において、ご要望のように一部の方を対象とした水道料金及び下水道使用料の免除制度を実施すれば、当該制度による減収分を、結果的に他の市民のみなさまに転嫁することとなるため、受益者負担の公平性の観点から適切でないと考えております。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第16項（1）①（学校教育部教育課程課）						
<p>堺市立学校で使用する教科書については、関係法令に基づき、文部科学省が定めた「教科書目録」に掲載された教科書の中から、堺市教育委員会において公正かつ適正に採択を行っています。数多くの教科書の中から、「堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針」に則り、学習指導要領の趣旨に即した本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を選定しています。教科書の内容の調査研究にあたっては、人権の観点を尊重し、より広い視野からの意見も踏まえるため、教科書展示会などを通じて寄せられた市民の意見等も参考にしています。</p>						
第16項（1）②（学校教育部教育課程課、総務部総務課）						
<p>入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斎唱については、学習指導要領に則って適切に実施するように各学校に対して指導しています。</p> <p>また、平成11年に「国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。現在、この方針に沿って学校園施設においても国旗の掲揚を行っています。</p>						
第16項（1）③（学校管理部学校施設課）						
<p>教育環境と避難所環境の向上を図るため、市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の体育館に空調を整備します。当初、令和7年度から11年度までの5か年で整備工事を完了させる計画としていましたが、近年の猛暑や自然災害の激甚化・頻発化への対応を一層急ぐ必要があることから、整備に要する人員体制の強化などにより、令和7年度から10年度までの4か年で整備完了するように前倒しします。</p>						
第16項（1）④（学校教育部生徒指導課）						
<p>いじめ・暴力等をはじめとする生徒指導上の諸課題の対応については、事象発生後のリアクティブな対応のみならず、未然防止教育等プロアクティブな取組を計画的に行うことが大切であると考えています。児童生徒に対しては、いじめ防止授業やいじめ・暴力防止（C A P）プログラム等を実施、教職員に対しては、いじめの重大事態から学ぶ対応事例集を活用した校内研修等を実施しています。</p> <p>また、体罰は重大な人権侵害であると捉えています。外部講師による収集研修やI C Tを活用した全教職員対象の研修を計画的に実施し、教職員それぞれが体罰の根絶に向けて意識を高め、指導力向上に努められるよう取り組んでいます。</p>						

番 号	陳情第64号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第16項 (2) ①②③ (3) ② (学校管理部学務課) 就学援助制度については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の所得認定基準及び給付内容で実施しています。 今後も、国に対し就学援助費に係る財政措置の充実について要望します。						
第16項 (2) ④ (学校教育部学校保健体育課) 児童・生徒が学習に支障なく教育を受けることができるよう、学校保健安全法による医療費援助に関する国等の動きを注視します。						
第16項 (2) ⑤ (学校教育部学校保健体育課) 医療券につきましては、診療医療機関等から本市への請求書を兼ねています。診療医療機関等の診療報酬明細書請求の単位が1か月であるため、医療券の発行も診療報酬明細書と同様に1か月ごととしています。						
第16項 (2) ⑥ (学校管理部学校給食課) 本市教育委員会では、全員喫食制の中学校給食の実施に向け、高度な衛生管理が徹底できること、同時期に一斉早期に開始できること、安全安心な給食を安定的に提供できること等の理由から、給食センター方式の導入を令和2年3月に決定し、令和7年6月から全員喫食制の中学校給食を開始しています。なお、政令市の多くでは給食センター方式が導入されており、近年、新たに中学校給食を開始する市においても、給食センター方式を導入しています。全員喫食制の中学校給食の実施においては、保護者や教職員からの意見も参考にして、安全安心な給食の実施に取り組みます。 本市では、学校給食がこどもたちの健全な成長と発達を支えるための重要な役割を担っていることに鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減し安全で安心な学校給食を提供するため、市独自施策として小学校及び特別支援学校小学部の給食費の無償化を、令和7年度から段階的に実施しています。なお、実施にあたっては、本市の財政収支見通しに鑑み、持続的な財政運営等を考慮しています。 あわせて令和7年度は、栄養バランスと量を保った学校給食を提供するため、米飯等の食材費の高騰分について市が当初予算及び補正予算を確保して支援しています。						

番 号	陳情第64号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第16項(3)①(学校教育部教育課程課、学校管理部学校給食課)						
<p>義務教育無償化につきましては、日本国憲法第26条第2項で「義務教育は、これを無償とする。」と定めていますが、教材費等については、昭和39年の最高裁判決で「授業料を無料にしてきたことであって、その他の教科書、学用品その他の教育に必要な一切の費用まで無償にしなければならないことを定めたものではない」とされています。</p> <p>本市におきましても、教材費や積立金等を学校徴収金として保護者から徴収していますが、学校に対しては、保護者負担の軽減に努めるよう周知しています。</p> <p>小中学校の給食費の無償化は、家庭の事情に関係なく支援するという観点から、国負担による恒久的な制度として全国一律の取組が必要であるとして、国に対して、早期に実現することを要望しています。</p>						
第16項(3)③(学校教育部学校保健体育課)						
<p>児童・生徒が学習に支障なく教育を受けることができるよう、学校保健安全法による医療費援助に関する国等の動きを注視します。</p>						

番 号	陳情第65号	所管局	健康福祉局			
件 名	診療報酬の改定等について					
<p>第2項（健康部健康医療政策課）</p> <p>医療関係団体が実施している調査や、国が実施する診療報酬改定に関する調査により、医療機関の経営状況は把握されています。また、国や大阪府では、医療機関からの報告により、診療実態や機能分化等の状況も把握されています。本市独自の調査を実施する予定はありませんが、国において診療報酬の改定や物価高騰支援等の施策が検討されており、現在の医療機関の置かれた状況を踏まえ、必要な措置が速やかに実施されるよう、引き続き国や大阪府の動向を注視します。</p> <p>なお、今年度、国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策として、市内医療機関等に対する物価高騰対応支援金を支給します。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第2項（1）（長寿社会部国民健康保険課）						
<p>保険料率抑制を目的とした繰入れは行わないよう国が示しており、「大阪府国民健康保険運営方針」においても令和6年度の保険料率完全統一後は「保険料率引下げを目的とする基金の繰入れは認めない」とこととされています。</p> <p>なお、本市としては統一保険料率についてもより一層の低減が必要であると考え、大阪府から国に対し更なる公費投入の拡充を求めるこことや、被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を大阪府が講じることを引き続き検討するよう意見具申を行いました。その結果、令和6年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。</p> <p>なお、国に対しては、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を行うよう、また、改革が行われるまでの間は、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。</p> <p>今後も被保険者の負担抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。</p> <p>また、条例減免については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められており、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施していますが、運営方針が被保険者間の受益と負担の公平性の観点から定められたことを鑑み、制度の統一を見直すよう大阪府に要望することは考えていません。</p>						
第2項（2）（長寿社会部国民健康保険課）						
<p>基金の繰入については、保険料率抑制を目的とした繰入れは行わないよう国が示しており、「大阪府国民健康保険運営方針」においても令和6年度の保険料率完全統一後は「保険料率引下げを目的とする基金の繰入れは認めない」とこととされています。</p> <p>また、均等割の廃止については、国民健康保険法施行令において、被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定すると定められているため、均等割を廃止することはできません。</p> <p>なお、本市としては、統一保険料率についてもより一層の低減が必要であると考え、大阪府から国に対し更なる公費投入の拡充を求めるこことや、被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を大阪府が講じることを引き続き検討するよう意見具申を行いました。その結果、令和6年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。</p> <p>また、国に対し、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を行うよう、また、改革が行われるまでの間は、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。</p> <p>未就学児の均等割軽減についても、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、対象となる年齢及び軽減割合の拡大を国に要望しています。</p> <p>今後も被保険者の負担抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第2項（3）（長寿社会部国民健康保険課）						
<p>国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営する上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情がなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。</p> <p>なお、令和6年12月2日から、マイナ保険証を基本とする制度へ移行したことに伴い、資格証明書は資格確認書（特別療養）に名称が変更となり、短期被保険者証は廃止されました。</p> <p>従前の取扱いにおける資格証明書の発行、すなわち特別療養費の支給対象とすることについては、法令の規定に基づいて行っていますが、その判断に当たっては、機械的な一律の取扱いではなく、被保険者との面談の機会を確保し、個別の実情に基づいて慎重に対応しています。</p>						
第2項（4）（長寿社会部国民健康保険課）						
<p>国民健康保険事業において保険料の収納確保は、制度を運営する上で不可欠であり、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険料を納付することができない特別の事情もなく、また、保険料の納付につき十分な収入や資産等があるにもかかわらず保険料を納めない被保険者に対しては、法令の規定に基づき滞納処分を行うこととなります。</p> <p>滞納処分の執行に当たっては、滞納者との面談の機会を確保するなど、実態の把握に努め、個別の実情に基づいて判断を行い、慎重に対応しています。</p> <p>督促状送付者の掲示については、国民健康保険法第78条の規定において準用される地方税法第20条及び第20条の2により、督促状に限らず、保険料の賦課・徴収・還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達（以下「郵便送達等」という。）により送達することと規定されていますが、送達を受けるべき者の住所等が明らかでない場合、その送達に代えて公示送達できると規定されています。このことから、上記書類のうち、郵便送達等が困難で、時効に関連するものについては、法に基づき、掲示場への掲示により公示送達を行っています。</p>						
第2項（5）（長寿社会部国民健康保険課）						
<p>一部負担金の減免制度については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しています。</p> <p>本市では、平成29年度までは、減免対象となる世帯の基準として、入院療養を受ける場合を除き、納期限が到来した保険料に未納がない世帯であることとの要件を設けていましたが、府内統一基準の導入によって当該要件を削除し、制度を利用できる対象を拡大しました。</p> <p>同制度については、広報さかい、本市ホームページ、「国保のしおり」等に掲載しており、「国保のしおり」は、区役所受付カウンター等に配架しています。また、区役所窓口においても制度の案内を行い、周知に努めています。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第2項（6）（長寿社会部国民健康保険課、医療年金課）（ICTイノベーション推進室）（市民人権局市民生活部戸籍住民課）						
<p>マイナンバー制度は、国があらゆる情報を特定の1か所に集めて管理、閲覧することができる「一元管理」の仕組みではありません。従来どおり各機関等がプライバシー性の高い情報を保有し、必要な情報を適宜やりとりする「分散管理」をした上で、手続所管の行政職員だけが必要な情報に限りアクセスできる仕組みであり、個人情報の監視はできないようになっています。さらに、独立性の高い第三者機関の個人情報保護委員会が監視・監督を行い、故意にマイナンバーを含む個人情報を提供すれば、厳しい罰則を適用されるなど不正なアクセスが行われないようになっています。</p> <p>また、マイナンバーカードは個人の申請により交付するものであり、取得を強制することはありません。</p> <p>加えて、マイナンバーカードを利用した保険証の利用登録は任意であり、国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、登録を解除することができます。このことは本市ホームページ等で周知しており、解除を希望する被保険者からの申出は受け付けています。</p>						
第2項（7）（生活福祉部生活援護管理課）						
<p>本市では、保険調剤薬局（院外薬局）も無料低額診療事業の対象にするよう、大都市民生主管局長会議での提案事項とし、国に対して要望しています。なお、医療及び調剤を必要とされる生活困窮者に対しては、生活保護制度も含めた総合的な支援を実施する必要があると考えており、現時点においては本市独自での取組は考えていません。</p> <p>制度の周知については、各区保険年金課での案内チラシの配架や、市ホームページを活用した周知を行っています。また、各区生活援護課においても案内チラシを配架し、生活相談時などにおいても、医療費の支払いにお困りの方へチラシをお渡しするなどしています。今後も継続して当該制度の周知を行います。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項（1）（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険料は、高齢化の進展による給付費の増加に伴い大幅な改定を余儀なくされており、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる2025年を含む第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）においては、介護報酬の増額改定や介護サービス利用者の増加に伴い介護給付費の増大が見込まれることから、増額改定となりました。</p> <p>本市におきましては、介護保険料の負担軽減のため、第9期介護保険事業計画期間において、公費投入による低所得者の保険料軽減策に加え、高額所得層の保険料段階の多段階化や国の標準乗率の見直しを踏まえた保険料率の見直し等、負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分を設定したほか、介護給付費準備基金の投入等により、低所得者の負担軽減及び保険料の上昇抑制を図りました。</p> <p>また、介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の高騰を抑制する財政支援措置を講じるよう国に対し要望しています。</p> <p>軽度者への生活援助サービス等に係る給付のあり方については、現在、国において、現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討することとされており、本市も国の動向を注視します。</p>						
第3項（2）（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険は、社会連帯による相互扶助を制度の根幹とすることや、給付と負担の関係を明確にした保険制度であることから、被保険者の負担能力に応じて保険料負担を求めることが求められています。</p> <p>介護保険の保険料については、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて軽減する減免措置を実施しています。</p> <p>利用料については、その負担があまり高額とならないように、高額介護サービス費として自己負担の上限を設けており、上限額については、世帯全員が市民税非課税等の所得の低い方への配慮として、低く設定されています。</p> <p>また、低所得で特に生計の維持が困難な方に対しては、社会福祉法人が利用者負担の軽減措置を実施しています。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項（3）（長寿社会部長寿支援課、介護保険課、介護事業者課） <p>本市では、介護人材の確保及び育成支援の一環として、介護職員がやりがいを感じながら長く働くことができるよう、市内の介護事業所における労働環境の改善や業務効率の向上につながる取組を支援し、介護人材の定着や、介護に対するイメージの向上、魅力発信につながるような取組を実施しています。</p> <p>また、国制度として介護職員の待遇改善を図る加算制度である介護職員等待遇改善加算を実施しており、市としても取得促進のため、制度周知に努めています。今年度においては、大阪府、大阪市と連携し、当該加算の取得促進を図るために介護事業所等への専門家による個別相談等を実施しています。なお、当該加算の対象については、居宅介護支援事業所を含めるよう国に対し要望しています。</p> <p>今後も、介護職の魅力発信や理解に関する啓発、職場環境の改善に向けて引き続き取り組みます。</p>						
第3項（4）（長寿社会部長寿支援課） <p>令和6年度の介護報酬改定では、総合事業の訪問型・通所型サービスについて、専門職による質の高いサービスの継続を重視し、国において報酬単価の基準が見直されました。本市では、国が定める単価を踏まえ、地域の実情や事業所の運営状況、利用者ニーズを総合的に勘案しながら、報酬単価の設定を行っています。</p> <p>今後も、専門職によるサービスの質の確保と持続可能な事業運営の両立をめざし、必要に応じて報酬単価の見直しを検討します。</p>						
第3項（5）（長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課） <p>公費による聴力検査・検診の実施の予定はありませんが、高齢者の方に多いとされる加齢性難聴は本人も気付かないうちに進行することがあることから、医療受診や適切なケアにつながるよう、本市では加齢性難聴に対する啓発に取り組んでいます。</p> <p>また、加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>						
第3項（6）（長寿社会部介護保険課） <p>各区役所間での認定調査の協力など、認定事務を効率的に行い、できるだけ早期に認定決定ができるよう、引き続き取り組みます。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項（7）（長寿社会部長寿支援課）						
<p>堺市高齢者紙おむつ給付事業については、本市が給付していた給付上限額の9,000円が、全国の政令指定都市平均の約6,500円と比べて高い水準であったことから、令和3年4月に上限価格の改定を行いました。今後も国や他市の状況等を踏まえ、事業の在り方を検討します。なお、本事業は紙おむつと交換可能な給付券を交付するものであり、過去に遡及しての給付はできません。</p>						
第3項（8）（長寿社会部介護保険課）						
<p>介護保険審査会については介護保険法第184条の規定に基づき大阪府に設置されています。したがって、審査請求の受付や意見陳述については、大阪府介護保険審査会の運営となります。</p>						
第4項（長寿社会部医療年金課）						
<p>本市の子ども医療費助成制度の一部自己負担については、平成16年11月から1医療機関当たり月2日を限度に、各日500円までの負担をいただいていましたが、平成18年7月からは、子育てに係る負担軽減を図るため、1か月当たりの負担限度額を2,500円とする助成制度の拡充を行いました。これらの一部負担金は、大阪府の福祉医療費助成制度として府内統一で導入された制度となっています。</p>						
<p>また、本市独自の取組として、対象年齢18歳までの拡充、所得制限の撤廃、入院時食事療養費の助成を実施しています。更なる助成の拡充は予定していませんが、引き続き子育て施策に対する国や府の動向を注視します。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第5項（1）（障害福祉部障害支援課）						
<p>本市では、障害のある方の暮らしの場として、高齢化・重度化が進んでも、住み慣れた地域に安心して暮らせるよう、生活の場となるグループホームの量的な拡大と機能強化を進めています。</p> <p>そのために、グループホームの創設に対し、国庫補助の活用に加え、本市独自で整備費の上乗せも行い、事業者負担の軽減を図っています。また、機能強化として、重度障害者を受け入れるグループホームを運営する事業所が手厚い支援ができるよう、生活支援員の増員や看護職員の配置等に要する経費に対する補助を行っています。</p> <p>なお、グループホーム以外の暮らしの場については、全国的に障害者入所施設から地域生活への移行を進めていることもあり、入所施設の新たな設置は検討していません。一方で、国において、グループホームにおける強度行動障害への対応強化や一人暮らし等に向けた支援の充実が明確化されたことから、地域で安心して暮らすための支援がますます必要と考えており、地域生活支援拠点等の機能の充実をはじめとする取組を進めます。</p> <p>今後も、障害のある方が地域で安心して暮らし続けることのできる体制の確保に努めます。</p>						
第5項（2）（障害福祉部障害支援課、障害福祉サービス課）						
<p>令和6年度報酬改定において、感染症等が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制が構築できるよう、障害者支援施設等において、感染症発生時に備えた平時からの対応や、新興感染症等の発生時に、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価する加算が新設されています。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第5項（3）（障害福祉部障害施策推進課） <p>本市では、福祉事業所への発注機会の拡大に向けた取組として、各部局に対し、市の優先調達方針の趣旨を説明し、その趣旨を理解の上、障害者就労支援施設等からの物品調達の推進に協力してもらえるよう働きかけています。</p> <p>その取組の一環として、庁内ホームページでは各事業所の授産活動内容を紹介しており、庁内掲示板を活用した優先調達制度の周知や、障害者施設のネットワークが運営する、アンテナショップパッセにおける授産製品の電子カタログ販売についての案内も行っています。</p> <p>合わせて、アンテナショップパッセにおいて製作した製品の販売促進として、定期的に市役所庁舎等でバザーを開催しており、今年も12月に、堺市役所本庁1階において開催する予定です。</p> <p>また、イオンモール堺鉄砲町の店舗スペースについても市において借り上げ、パッセネットワークの店舗を設けることにより販売場所の提供を行っています。</p> <p>他にも、堺市立健康福祉プラザ授産活動支援センターでは各事業所と企業とのマッチングを継続しています。</p> <p>また、市内の授産活動の啓発にかかる取組として、今年度も啓発イベント「堺じゅさんフェスタ」を、健康福祉プラザにて来年2月7日に開催予定であり、多くの方に授産製品を知っていただきたいと考えています。</p> <p>今後も各事業所と連携し、授産製品の販路拡大や工賃の向上、更なる周知啓発を図ります。</p>						
第5項（4）（障害福祉部障害施策推進課、障害支援課、障害福祉サービス課） <p>障害福祉サービスの担い手である人材の確保は、障害福祉サービスを安定的に提供するためにも重要であることから、本市では、福祉・介護の仕事に关心のある方と大阪府内の社会福祉施設等との面談の場を提供する合同求人説明会として、「福祉の就職総合フェア」を大阪府や大阪府社会福祉協議会等と共に開催するなど、人材確保の支援に努めています。</p> <p>さらに、「さかい福祉と介護の実践発表会」を開催し、障害福祉サービス事業所及び高齢者福祉施設職員が実践活動や研究活動等の発表を行い、福祉・介護の仕事に興味のある方や従事している方に対し、福祉と介護の魅力を発信し、求職のきっかけとなるように働きかけています。</p> <p>また、介護業務の負担軽減等を図るため、国庫補助を活用し、事業所が介護ロボット等を導入する際の費用に対する補助を行っており、加えて、令和6年度には、国庫補助を活用し、「障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業」として、社会福祉法人等が個別に実施していた採用等の負担軽減を図るため、複数の事業所が協働して実施する人材募集等の取組に対する補助を行いました。</p> <p>なお、報酬の引き上げを中心とした職員の処遇改善については、引き続き国に要望します。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（1）（健康部健康推進課）						
<p>がん検診の自己負担金無償化は、令和7年度も継続して実施しています。今後も効果検証を行い、無償化の継続も含めて、受診しやすい環境整備、受診率向上のための効果的な施策を検討します。</p> <p>また、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」において、胃がん・子宮頸がん・乳がん検診については2年に1回とされており、本市も指針に基づいて検診を実施しています。2年に1回の検診に関して、偶数年齢を対象としていますが、前年の偶数年齢で受診ができなかった奇数年齢の方に関しても所定の手続を行うことで受診できます。</p>						
第6項（2）（健康部健康推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課）						
<p>本市では、妊娠届出時に全数面接で妊娠中の歯科検診受診勧奨を行っています。妊婦教室開催時に妊婦歯科相談を実施し、歯と口の健康と全身の健康管理の助言や、かかりつけ歯科医での定期的な検診受診についても啓発しています。妊娠中の歯科検診受診率は増加傾向であり、今後もより多くの妊婦が、検診受診するよう啓発に注力します。</p> <p>健康増進法に基づく健康増進事業実施要領では、歯周疾患検診の対象年齢を20歳から70歳までの10歳刻みと zwar いますが、本市の成人歯科検診においては、20、25、30、35、40、50、60、70、71～74歳、及び75歳以上の生活保護を受給する方、中国残留邦人等に対する支給給付を受けている世帯に属する方を対象に、対象を拡充して実施しています。</p> <p>費用については、保健センターの妊婦歯科相談は、無料で実施しています。成人歯科検診は、受益者負担の適正化の観点から自己負担額を設定していますが、市民税非課税世帯、生活保護世帯、中国残留邦人等に対する支援給付を受けている世帯に属する方につきましては無料としていますので、ご理解をお願いいたします。</p>						
第6項（3）（健康部健康推進課）						
<p>特定健康診査は、生活習慣病の予防のためにメタボリックシンドロームに着目した「高齢者の医療の確保に関する法律」を根拠とする健診であり、聴力検査は基本的な健診項目の対象外となっています。</p> <p>また、心電図検査については、特定健康診査の結果、検査の実施基準に該当し、医師が必要と判断した場合に実施しています。</p> <p>特定健康診査は、各保険者が実施しており、医療機関において受診者の加入保険等資格の確認が必要です。そのため、本市では堺市国民健康保険に加入する対象者に受診券の送付を行っています。また、受診券の送付時に特定健康診査の受診方法や受診できる医療機関情報を掲載したパンフレットを同封するなど、分かりやすく案内することで特定健康診査の受診につながるよう取り組んでいます。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（4）（健康部健康推進課） <p>各種健（検）診については、医師会や歯科医師会の協力を得て実施しており、市内の300件以上の健診実施医療機関で受診でき、あらかじめ日時、場所を決めて集団で行う移動健（検）診に比べ、受診者の都合のよい日時に受診いただけます。</p> <p>今後も、受診者数の状況を鑑みながら、健（検）診を受けやすい環境の整備に取り組みます。</p>						
第6項（5）（保健所感染症対策課） <p>帯状疱疹ワクチンについては、令和7年度に予防接種法に基づく定期接種として位置づけられたことから、同法に基づく対象者に対して接種費用の一部をご負担いただき実施しています。自己負担金については、現行の予防接種制度を持続可能なものとするため、受益者負担の観点を踏まえ設定しています。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯等の方の経済的負担が接種控えにつながらないよう自己負担金を免除していますのでご理解をお願いします。</p> <p>また、新型コロナウイルスの予防接種についても同様に、同法に基づく対象者と持続可能な予防接種の実施のため自己負担金を設定していますのでご理解をお願いします。</p>						
第7項（1）（生活福祉部生活援護管理課） <p>生活保護の相談を受けた各区生活援護課が、懇切丁寧に生活保護制度や他法他施策の説明を行い、その上で申請意思が明らかな方については保護申請書を交付することで、申請権を侵害することのないよう法に基づいた適正な運用に努めています。</p>						
第7項（2）（生活福祉部生活援護管理課） <p>生活保護法において扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させることとなっています。基本的には、法に基づき運用しますが、その取扱いについては、慎重を期すべきことは当然であり、今後も本当に保護が必要な人が保護を受ける妨げにならないよう慎重に対応します。</p>						
第7項（3）（生活福祉部生活援護管理課） <p>生活保護の基準は国において定めることとなっており、資産活用や就労支援に関するについても国が示す基準や通知に基づいた運用を行います。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（4）（生活福祉部生活援護管理課） <p>ケースワーカーの人員配置については、適正な生活保護の実施のため、社会福祉法に基づく「標準数」のケースワーカーを確保することが非常に重要であるという認識に立ち、正規職員によるケースワーカーの増員に努めています。また、ケースワーカー業務の重要性を十分認識し、専門性確保の観点から福祉職採用を継続的に実施しています。加えて、ケースワーカーの質の向上を図るため、各種研修を充実させるなど、法令を遵守した丁寧な窓口対応に努めます。</p>						
第7項（5）（生活福祉部生活援護管理課） <p>経済面などお困りごとにワンストップで対応し、適切な支援へと繋ぐ相談窓口「生活相談コンシェルジュ」を各区役所の生活援護課に設置しています。</p> <p>どこに相談したらよいのか分からぬなどの場合は、お住まいの区の「生活相談コンシェルジュ」へご相談いただけます。</p>						
第7項（6）（生活福祉部生活援護管理課） <p>生活保護の基準は国において定めることとなっており、今後も国が示す基準や通知に基づいた運用を行いますが、生活保護法の目的である最低生活の保障の観点から、本市としてはこれまで保護の基準額を昨今の高騰する物価水準に対応したものとすることや、夏季加算・夏期一時金の新設、冷暖房器具購入費（家具什器費）及びエアコンの修理費用（住宅維持費）の支給などについて、改正意見などで国に対し検討するよう要望しており、今後も継続します。</p>						
第7項（7）（生活福祉部生活援護管理課） <p>住宅扶助の上限額については、国から各自治体へ通知されており、本市に対しては単身世帯において月額38,000円と定められています。住宅扶助を含め、保護の基準額を昨今の高騰する物価水準に対応したものとすることについて、国に対する要望を継続して行います。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（1）（子育て支援部幼保政策課）						
<p>保育士等の処遇改善は、国の公定価格で、職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた加算や、技能・経験に応じた追加的な加算があり、本市も応分の負担を行っています</p> <p>また、保育士等の配置については、本市独自の運営補助金において、国の基準を上回る人的加配が可能となっており、1歳児、4歳児及び5歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目も設定しており、安全確保も含め保育環境を整える取組を可能としています。</p> <p>今後も、限りある財源の中、より効果的な補助制度となるよう取り組みます。</p> <p>待機児童数の集計は、国が定めた定義により全国で共通の運用を行っています。なお、本市では、申込みの結果、利用に至らなかった「未利用者」の方の人数を内訳も含めて公表しています。引き続き、わかりやすい情報発信に努めます。</p>						
第8項（2）（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>本市では、児童手当法第21条に基づき、滞納となっているこども園や保育所等の主食費・副食費等について、令和3年度より申出徴収制度を導入しています。ただし、本制度は、児童手当受給者が児童手当からの徴収を希望し申出書を提出した場合に限って実施するもので、滞納者全員から強制的に徴収するものではありません。</p>						
第8項（3）（子ども青少年育成部子ども家庭課）						
<p>本市では、平成29年度から「さかいこども食堂ネットワーク」を形成し、こども食堂の開設に要する経費への補助金（開設支援補助金）の交付をはじめ、運営団体間や企業・有識者等と交流ができる円卓会議を年3回開催するなど、様々な取組を実施しています。</p> <p>資金面の支援については、上記の開設支援補助金の交付に加え、こども食堂応援プロジェクトとして、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを実施しました。この寄附金を活用して、希望する団体にプリペイドカードを配付しています。併せて、食材の支援として常設型の「こども食堂を応援するフードドライブ」の実施や、食材寄附に協力していただける企業・団体の開拓、また、安全・安心な活動のための支援として、各団体に施設所有（管理者）者賠償責任保険及び施設入場者傷害保険への加入に対する支援なども行っています。</p> <p>また、令和5年度からは、開設3年を経過したこども食堂を対象に物品等の追加・更新費の助成やこどもの居場所づくりの一環として実施している体験活動を支援するためのアーティスト派遣費用の支援なども行っています。</p> <p>今後も、こども食堂ネットワークの枠組みを基盤として、各こども食堂が主体性をもって継続して活動できるよう様々なサポートを実施します。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（4）（子育て支援部幼保政策課）						
<p>こども誰でも通園制度については、利用児童の安全を確保するため、事前に市が認可を行った施設において実施します。認可に当たっては、設備運営基準に基づき、施設の設備や面積、職員配置のほか、緊急時対応を含む運営規程の整備状況等を確認しています。</p> <p>また、利用開始に当たっては、保護者・利用児童・施設の三者による面談を行い、こどもの発達状況やアレルギー等への対応を確認するほか、医療的ケアが必要な場合には、本市のガイドラインに沿った対応を行います。</p> <p>今後も実施状況を踏まえて制度の課題を整理し、必要な環境整備に努めます。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	環境局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第9項（環境事業部環境事業管理課）						
<p>本市では、高齢者や障害者の方で自ら所定の場所へごみ出しすることが困難で、かつ身近な人の協力が得られない方へごみ出しのサポート「ふれあいサポート収集」を実施しております。令和5年1月23日からは、「ふれあいサポート収集」の実施状況を踏まえ、新たに70歳以上の高齢者のごみ出し支援を強化するため、対象者を拡大しました。</p> <p>中高層住宅の戸別収集についても、ごみ出しの困難な方については「ふれあいサポート収集」に基づき対応しております。</p> <p>見守り等の対応については、2回連続してごみ出しがない場合、利用者やホームヘルパー等へ連絡し、状況確認を行います。</p> <p>対象者の要件については、引き続き粗大ごみ及び生活ごみ、資源等の「ふれあいサポート収集」の実施状況を踏まえ、課題や市民ニーズ等を把握し、市民の皆様が利用しやすい制度になるよう検討します。</p>						

番 号	陳情第66号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第10項（学校管理部学務課） 就学援助については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の認定基準で実施しています。 今後も、国に対し就学援助費に係る財政措置の充実について要望します。						
第11項（学校管理部学校給食課） 本市では、学校給食がこどもたちの健全な成長と発達を支えるための重要な役割を担っていることに鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減し安全で安心な学校給食を提供するため、市独自施策として小学校及び特別支援学校小学部の給食費の無償化を、令和7年度から段階的に実施しています。なお、実施にあたっては、本市の財政収支見通しに鑑み、持続的な財政運営等を考慮しています。 あわせて令和7年度は、栄養バランスと量を保った学校給食を提供するため、米飯等の食材費の高騰分について市が当初予算及び補正予算を確保して支援しています。						
第12項（地域教育支援部放課後子ども支援課） 放課後児童対策等事業は、本市の事業として、価格と技術提案を総合的に評価する総合評価一般競争入札により契約を締結し、「堺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）」に基づいた業務仕様書により委託しています。業務仕様書においては、業務の詳細のほか、業務従事者の配置等実施体制、緊急時の連絡体制、業務従事者に対する研修など児童の安全確保や健全な育成を目的とした詳細な事項を記載しています。今後も、児童の最善の利益を最優先に据え、児童が健やかに育ち、自分らしく成長できるよう支援を行います。また、専用教室のほか、学校の協力のもと放課後に活動できる共用教室等の確保を行い、児童が安全・安心に利用できる環境の提供に努めます。 なお、放課後児童対策等事業指導員の処遇については、人材確保・定着を進めるうえで非常に重要と考えています。そのような中、本市では業務従事者の処遇改善に資するため、国の「放課後児童支援員等処遇改善事業」（月額9,000円相当の賃金改善）を活用し、運営事業者に対し、確実に指導員に支払うよう業務仕様書で定めています。						

番 号	陳情第67号
件 名	行政にかかる諸問題について
審 査 委員会	議会運営委員会
審査日	12月17日

(審査結果)

第1項

「議会だより」の別刷り折込みについては、多くの紙資源と多額の経費を要するなどの課題があるため、現在のところ行っていません。

そのため、広報さかいに「議会のうごき」を掲載し、本会議や委員会において議論した事項をできるだけ詳しく掲載するとともに、重要な議案に対する会派等の賛否を表形式で掲載するなど内容の充実に努めています。

また、堺市議会ホームページでは、議案書や会議録、インターネット中継をご覧いただけるようにし、「議会のうごき」の紙面にも二次元コードを掲載し、容易に当該情報にアクセスできるようするなど、情報発信の充実を図っています。

今後とも、広報さかいや堺市議会ホームページなどを通じて、市民の皆様に議会情報をより一層分かりやすくお伝えできるよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

番 号	陳情第67号	所管局	市長公室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第2項（広報戦略部広報課）						
<p>広報さかいは「安心と発見を届ける市民の頼りになる広報紙」をコンセプトに、市の重要施策や市政情報をはじめ、市民の暮らしを守るセーフティネットに関する情報を「市政トピックス」や「特集面」などのページでお伝えしています。また、写真・イラスト等を活用し、視覚的にわかりやすく掲載するなど、事業の内容や魅力が効果的に伝わるよう紙面の充実を図っています。</p> <p>宅配については、配布期間内の全戸宅配をはじめ配布漏れや配布誤り等への対応も含めて事業者に委託しており、連絡を受けた場合は迅速かつ確実に対応するよう、適切な指導・監督を行っています。</p> <p>今後も更なる紙面の充実と円滑な宅配に努めますので、ご理解いただきますようお願いします。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第3項（行政部行政総務課）（健康福祉局生活福祉部地域共生推進課）（中区役所企画総務課）（東区役所企画総務課）（西区役所総務課）（南区役所企画総務課）（北区役所企画総務課）（美原区役所企画総務課）</p> <p>本市では、環境負荷の低減や経費削減の観点から節電に積極的に取り組んでいます。</p> <p>このため、市役所本庁舎及び区役所庁舎においては、照明設備の間引き、人感センサーティプの照明の設置、昼休憩時の消灯（窓口業務を除く）等を、利用頻度や照度の必要性に応じて実施しており、特に暗く不便との意見が寄せられた箇所については、施設の状況に合わせて適宜対応しています。</p> <p>また、各施設では、節電効果の向上と十分な明るさの確保の両立が期待できるLED化を順次実施し、照明環境の整備を進めています。</p> <p>さらに、令和4年2月に「公共施設等のバリアフリー化推進協議実施要綱」を定め、一定規模以上の公共建築物等を新たに整備する場合、設計段階等の適切な時期から障害・高齢当事者が参画し、整備内容に当事者意見を反映するための仕組みを構築しています。当該取組を継続することで公共施設のバリアフリー化を推進します。</p> <p>今後も全ての利用者にとって、安全・安心かつ快適な施設となるよう適切な維持管理に努めます。</p>			

番 号	陳情第67号	所管局	財政局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第4項 (財政部財政課)</p> <p>本市では、子育て支援や市内各エリアの魅力創出などの施策をさらに推進するため、国の施策・予算について提案・要望活動を実施しています。「令和8年度 国の施策・予算に関する提案・要望書」においては、人件費、扶助費、物価や労務単価の上昇等による物件費の増加の影響を含む地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、地方交付税総額について必要額を確保することを要望しています。</p>			

番 号	陳情第67号	所管局	選挙管理委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p>第5項 (選挙管理委員会事務局)</p> <p>期日前投票制度の浸透に伴い、全投票者数に占める期日前投票所の利用者数の割合は増加しており、期日前投票所の増設は、有権者の利便性の向上に資するものと認識しています。令和7年度参議院議員通常選挙では、イオンモール堺北花田に期日前投票所を増設し、多くの方にご利用いただきました。</p> <p>選挙日程の確定が直前である衆議院議員総選挙では、選挙を適切に執行するために必要な会場の確保自体が難しいですが、任期満了の選挙については、今後も区選挙管理委員会と協議しながら、運営できる人員体制を確保し、期日前投票所の増設ができるように取り組みます。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	危機管理室
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第6項（危機管理室防災課）（教育委員会事務局学校管理部学校施設課）</p> <p>本市における避難所となる市立学校体育館への空調整備については、当初、令和7年度から11年度までの5か年で整備工事を完了させる計画としていましたが、近年の猛暑や自然災害の激甚化・頻発化への対応を一層急ぐ必要があることから、整備に要する人員体制の強化などにより、令和7年度から10年度までの4か年で整備完了するように前倒しします。</p>			

番 号	陳情第67号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課、市民生活部生涯学習課） 男女共同参画センター（コクリコさかい）は男女共同参画の施策を実施し、市民等による男女共同参画の推進に関する取組を支援しています。また、男女共同参画交流の広場や市立公民館など市内にある様々な生涯学習施設と連携することで、すべての人が利用しやすい活動の場を提供できるよう努めます。						
第8項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課） 選択的夫婦別姓制度については、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」において、夫婦の氏（姓）に関する具体的な制度のあり方について、国民の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進めることとされており、国において検討、議論されるべきであると考えています。今後も国の議論や司法の動向等について情報収集に努めます。						
第9項（ダイバーシティ推進部人権推進課）（教育委員会事務局学校教育部人権教育課） 堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ、本市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代に伝えるため、平和と人権資料館における戦争の実相を伝える展示、堺大空襲語り部（ピースメッセンジャー）の紹介や次世代の語り部の育成、平和と人権展の開催など、平和に関する取組を推進しています。 また、平和な社会を実現するために活動している団体に対しては、今後も引き続き後援や協働などを通じ協力します。 学校教育においては、平和や生命の尊さを理解し、我が国の文化や伝統に誇りをもち、国際社会の一員として、こどもたちが世界平和に貢献する資質や態度を育成できるよう、引き続き学校園での平和教育に取り組みます。						
第10項（ダイバーシティ推進部人権推進課） 本市においては、堺市議会による「非核平和都市宣言に関する決議」の趣旨を踏まえ施策に取り組んでおり、「核兵器禁止条約」についても、本市も加盟している平和首長会議から日本政府に対して署名・批准を求めていきます。						

番 号	陳情第67号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第11項（保健所感染症対策課）						
<p>高齢者の帯状疱疹ワクチン、肺炎球菌ワクチンは予防接種法において「個人の発病又はその重症化を防止すること」を目的とするB類疾病の定期予防接種に該当しており、本市では同法に基づき、主として65歳以上の方を対象に接種費用の一部を御負担いただき実施しています。ただし、市民税非課税世帯、生活保護世帯等の方については、経済的負担が接種控えにならないよう自己負担金を免除していますので御理解をお願いします。</p> <p>本市としては、現行の予防接種制度を持続可能なものとするため、現在のところ高齢者の帯状疱疹ワクチン、肺炎球菌ワクチンについて対象年齢の60歳への引き下げ、2回目以降の公費補助や後期高齢者の予防接種の無料化を実施する予定はありません。今後も予防接種の実施については、国の動向を注視します。</p>						
第12項（長寿社会部国民健康保険課）						
<p>堺市独自の負担軽減については、令和6年度以降は大阪府内の統一保険料率に移行しており、本市独自で保険料率を引き下げるこことや負担軽減策を講じることはできませんが、本市としては統一保険料率についてもより一層の低減が必要であると考え、大阪府から国に対し更なる公費投入の拡充を求ることや、被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を大阪府が講じることを引き続き検討するよう意見具申を行いました。その結果、令和6年度から大阪府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。</p> <p>また、国に対し、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を行うよう、また、改革が行われるまでの間は、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。</p> <p>今後も被保険者の負担抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。</p> <p>自治体独自減免については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しており、独自の減免制度を設けることは考えていません。</p>						
第13項（長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害支援課）						
<p>高齢の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。</p> <p>引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。</p> <p>なお、加齢性難聴を含む聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方については、補装具として、補聴器の購入に要する費用を助成する制度があります。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第14項（長寿社会部介護保険課）						
<p>本市では、介護保険料の負担軽減のため、第9期介護保険事業計画期間（令和6～8年度）において、高額所得層の保険料段階の多段階化や国の標準乗率の見直しを踏まえた保険料率の改定等、負担能力に応じたきめ細かな所得段階区分を設定しているほか、介護給付費準備基金の投入等により、低所得者の負担軽減及び保険料の上昇抑制を図っています。</p> <p>また、本市独自の施策として、収入や資産について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免措置を実施しています。</p> <p>介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付費の財源に占める国の負担割合を引き上げることにより、第1号被保険者の保険料の上昇を抑制する財政支援措置を講じるよう、国に對して要望しています。</p>						
第15項（長寿社会部介護事業者課）						
<p>本市における特別養護老人ホームの待機者数は、令和6年4月1日時点で579人です。</p> <p>特別養護老人ホームの施設整備は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により進めています。</p> <p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における施設整備数は、入所待機者数や将来的な高齢者人口の推移等を考慮し、審議会等の調査・審議を経て設定しています。</p> <p>今年度においても同計画に基づき特別養護老人ホームの施設整備事業者を公募により選定しています。</p> <p>今後も、堺市民が適切な介護サービスを利用できるよう、必要な特別養護老人ホームの施設整備に努めます。</p> <p>処遇改善については、国制度において段階的拡充が行われており、本市も応分の費用負担を行っています。財政措置の更なる拡充等、介護職員の処遇改善に資する取組を進めるよう、国に對して引き続き要望します。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	健康福祉局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第16項（長寿社会部介護事業者課、障害福祉部障害福祉サービス課、健康部健康医療政策課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課、子育て支援部幼保政策課）</p> <p>高齢者施設、障害者施設等の介護職員等の賃金等労働条件の改善については、国制度において処遇改善の段階的拡充が行われており、本市も応分の費用負担をしています。あわせて、社会福祉事業等従事者の確保と定着につながる魅力ある職場環境の構築を図るため、財政措置の拡充等を行うよう、国に対して要望しています。</p> <p>また、本市としても、ホームページでの制度周知を行うなど、制度の活用促進に努めています。</p> <p>堺市立総合医療センターでは、令和6年度診療報酬改定時より、ベースアップのための手当を設け、対応しています。</p> <p>保育施設、児童養護施設等の施設職員の処遇改善についても、国制度において実施されており、会議等での制度説明や、各施設への通知の送付等により制度活用を促し、本市も応分の費用負担をしています。なお、国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。</p>			

番 号	陳情第67号	所管局	子ども青少年局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第18項（子育て支援部幼保政策課、幼保運営課）						
<p>保育士の配置については、本市独自の運営補助金において、公定価格に上乗せした人的加配が可能となっており、1歳児の配置改善をはじめ、朝夕の時間帯に職員を充実させることや、保育士資格を有しない保育支援者の配置に対する補助項目なども設定しており、安心してこどもを預けられるような保育環境を整える取組を可能としています。</p> <p>なお、令和5年度には、子育て世代の流入・定住促進を図るため、所得制限のない第2子以降の保育料の無償化の実施・認定こども園における医療的ケア児など配慮を要する子どもの支援体制の強化等を拡充しています。</p> <p>令和6年度には、安全・安心な保育体制を強化し保育教諭などの負担軽減を図るため、スポット的な支援者や配慮を要するこどもに対応する保育教諭等の支援を拡充しています。</p> <p>また、令和7年度予算では、近年の入件費上昇等に対応し、延長保育事業等の補助単価の拡充に係る経費を計上しています。</p> <p>引き続き、子育て支援の充実に努め、本市に居住されている方や今後本市に居住される方にも、こどもを産み育てたいと思っていただけるような環境整備に取り組みます。</p> <p>なお、保育士等の処遇改善等施設運営に必要な入件費は本来、国が公定価格において担保するべきものであり、人事院勧告に準拠した改善として、公定価格における入件費の引き上げが、令和4年度に1.2%、令和5年度に5.2%、令和6年度に10.7%と、それぞれ行われています。国に対しては、抜本的な処遇改善を国の責務において実施するよう要望しています。</p> <p>保育人材確保に係る本市独自施策として、市内の民間教育・保育施設等に就職した新卒者に対して、就職支援金として20万円を上限に補助を行っていた「さかいい保育士就職支援事業」については、待機児童解消に向けた受入枠の拡大と併せ、保育人材を集中的に確保するために令和元年度から4年間の期間限定の事業として実施したものです。これらの取組により令和3年度以降、年度当初の待機児童数ゼロが維持できていることから、本事業については当初の予定どおり終了しました。</p> <p>今後は、市内の民間教育・保育施設に勤務する保育士等を対象に実施した「堺市保育士調査」の結果や保育現場の課題等を踏まえた上で、新たな施策を検討します。</p>						
第19項（子ども青少年育成部子ども育成課）						
<p>本市では、未就学児とその保護者が無料で利用できる室内の子育て施設として、「さかいいこひろば」「区役所子育てひろば」「みんなの子育てひろば」を43か所設置し、未就学児とその保護者の交流促進や子育てに関する相談支援、情報提供を行っています。</p> <p>身近な地域において親子が交流し気軽に相談できる子育て支援の場を提供することで、子育て親子の孤立化を防ぎ、子育ての不安感や負担感の軽減に努めます。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第20項（都市計画部都市計画課、都市整備部都市整備推進課、拠点整備課、都心未来創造課）						
<p>都市計画の基本的な指針である「都市計画マスタープラン」では、そのコンセプトとして、全ての人が暮らしやすい持続可能な都市の実現をめざすとしており、鉄道駅等の各拠点においてはこの考え方を踏まえ、課題解決や施策の方向性等を示した整備方針等を策定し、これらの方針に基づき事業の推進に取り組んでいます。</p> <p>整備方針等の策定過程においては、地域の方々へのアンケート調査やワークショップ等の実施、パブリックコメント等を通して広く市民の皆様等のご意見をお伺いし、整備方針等への反映や今後の施策の参考としています。</p> <p>また、整備方針等に基づく各事業の推進に当たっても、地域の現状や課題の把握、地域住民等の皆様への丁寧な説明や意見交換等を実施しながら、都市の存在感や暮らしの魅力を高め、都市機能の維持・向上につながる拠点整備に取り組みます。</p>						
第21項（住宅部住宅施策推進課、大仙西地区整備室、住宅管理課、住宅改良課）						
<p>市営住宅は、住宅セーフティネットの中核として、低額所得の単身者や子育て世帯を含む住宅確保要配慮者に対し、低廉な家賃で賃貸等することにより居住の安定を確保することを目的として整備しており、低額所得の単身者の申込が可能な住戸があるほか、入居者募集時には子育て世帯が入居しやすいよう優先枠の制度を設けています。</p> <p>また、堺市営住宅長寿命化計画に基づき、耐震性能等の安全性の確保やバリアフリー化・省エネルギー化を図り、計画的・効率的な更新や管理・修繕を実施することで良質な住宅の提供を進めています。</p>						
第22項（交通部交通政策課）						
<p>SMI都心ラインは、深刻化するバス運転士不足に対応し、公共交通の維持・確保に加え、バスの利便性向上やバリアフリー化など、すべての人が移動しやすい環境の構築を図る取組です。人口減少や高齢化が進む中、バス運転士の確保は難しくなっており、堺シャトルバスをはじめ市内路線では減便が進んでいる状況です。</p> <p>自動運転技術を活用することで、高頻度運行を行う堺シャトルバスの運行サービスを維持・向上し、将来的には他の路線にも省人化の効果を広げ、地域公共交通の維持・確保につなげるなどをめざします。</p> <p>また、大小路筋での実証実験で得られる知見は、他の路線や地域にも応用でき、持続可能な公共交通の実現につながるものと考えています。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第23項（交通部交通政策課）						
<p>昨今のバスの減便は、全国的に深刻化している運転士不足等により発生しており、本市では運転士等の担い手確保に向けて交通事業者と連携しバス運転士に関する周知広報や企業団体への働きかけ等に取り組んでいます。</p> <p>また、利用者の減少等に伴い路線の維持が困難なバス路線の中で、市民の日常生活に必要不可欠な路線に対して運行費用を補助し、路線の維持確保を図っています。さらに、全ての人が利用しやすいノンステップバス等の導入支援、おでかけ応援制度の実施など、公共交通の利便性・安全性の向上や利用促進に交通事業者と取り組んでいます。</p> <p>本市としては、引き続き、公共交通を取り巻く状況の変化等を的確に捉え、交通事業者と連携・協働し、公共交通の利便性・安全性の向上及び利用促進に取り組みます。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	建設局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p>第24項（サイクルシティ推進部自転車企画推進課、自転車環境整備課）</p> <p>本市では、自転車ネットワーク計画に基づき通行環境の整備を進めており、今後も自転車および歩行者の安全性を高めるため、連続性を確保した自転車ネットワークの形成に取り組みます。</p> <p>自転車ヘルメットの着用率向上については、自転車ヘルメット着用の機運醸成が重要であることから区民まつりや交通安全教室など様々な機会を捉えて啓発を行っており、高校生と連携した取組や各区で高齢者向け自転車教室を開催するなど、自転車交通ルールの周知、自転車ヘルメット着用啓発の機会を増やしています。また、自転車ヘルメットの購入支援として、自転車教室等の講習参加者を対象に購入割引券を配布しています。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第25項 (学校教育部生徒指導課、教育センター企画相談課) 不登校児童生徒の居場所については、学校内における不登校児童生徒の居場所になるスペシャルサポートルームの設置を進めているほか、学校外の居場所である教育支援教室、区役所が運営する居場所やフリースクール等の民間施設など様々な関係機関と連携し、支援を行っています。 今後も、学校内のスペシャルサポートルームの設置促進や、学校外の様々な居場所の情報収集・情報提供等、不登校児童生徒の支援の充実に取り組みます。						
第26項 (教職員人事部教職員企画課、教職員人事課、学校教育部教育課程課、学校管理部学校施設課) 本市では、学校園における働き方改革を推進するため、令和6年3月に「堺市立学校園ウェルビーイング向上のための取組指針」を策定し、9つの項目を重点取組として進めています。教員の時間外勤務は、これまでの各種取組によって減少傾向にありますが、長時間勤務の教員は依然として多く、深刻な状況であると認識しています。教員が子どもに向き合う時間を確保するため、更なる校務の効率化等を進め、また、教員の処遇改善や健康管理についても取り組みます。 現在、小学校において全学年で35人以下の学級編制を行っており、中学校においても、全学年で独自の加配教員を配置し、38人以下の学級編制を行っています。また、中学校については、国において令和8年度から35人以下の学級編制を順次導入するとの方針も示されています。さらなる少人数学級実現のためには、教員数の確保や教室数の確保など、様々な課題があると認識しており、国による体制整備の方針のもと、本市の状況に則して検討します。 教員の採用については、中長期的な需要見込みをもとに採用計画を立てています。						
第27項 (学校管理部学校給食課) 本市では、学校給食が子どもたちの健全な成長と発達を支えるための重要な役割を担っていることに鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減し安全で安心な学校給食を提供するため、市独自施策として小学校及び特別支援学校小学部の給食費の無償化を、令和7年度から段階的に実施しています。なお、実施にあたっては、本市の財政収支見通しに鑑み、持続的な財政運営等を考慮しています。 あわせて令和7年度は、栄養バランスと量を保った学校給食を提供するため、米飯等の食材費の高騰分について市が当初予算及び補正予算を確保して支援しています。						

番 号	陳情第67号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第28項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本事業においては、児童の最善の利益を最優先に据え、児童が健やかに育ち、自分らしく成長できるよう支援を行うため、専用教室のほか、学校の協力のもと放課後に活動できる共用教室等の確保を行い、児童が安全・安心に利用できる環境の提供に努めています。また、毎年度、ルームの運営状況を把握し改善を図るため、事業利用者を対象としたアンケートを実施し、結果は運営事業者へフィードバックし、より良いルーム運営に活かしています。</p> <p>なお、放課後児童対策等事業指導員の処遇については、人材確保・定着を進めるうえで非常に重要と考えています。そのような中、本市では業務従事者の処遇改善に資するため、国の「放課後児童支援員等処遇改善事業」（月額9,000円相当の賃金改善）を活用し、運営事業者に対し、確実に指導員に支払うよう業務仕様書で定めています。</p>						
第29項（学校教育部教育課程課）						
<p>学校図書館において、児童生徒の読書活動・学習活動を支援するための専門的知識を有する学校司書の役割は重要であると認識しています。</p> <p>本市では現在、全小・中学校及び支援学校2校への学校司書の週2日配置に加え、学校図書館サポーターも活用し、学校図書館の開館に努めています。各校において、司書教諭等を中心とした学校図書館に関わる教職員が協働し、学校図書館を効果的に活用できる体制を構築できるよう、環境整備を進めています。</p> <p>学校司書等の配置については各校の学校図書館教育における実情を把握し、配置による効果や課題等についての検証を行い、引き続きそれらをふまえた適切な配置について検討を行います。</p>						
第30項（学校教育部学校保健体育課）						
<p>学校における性に関する教育は、文部科学省が定める学習指導要領及びその解説や、それらに基づいた教科書等を用いて、児童生徒の発達段階を考慮すること、学校全体で共通理解を図ること、保護者や地域の理解を得ること、集団指導と個別指導の内容の区別を明確にすることに留意して実施しています。</p> <p>加えて、教育委員会において、各小・中学校に助産師を派遣し、児童生徒の発達段階を考慮しながら、性の問題行動に対応するための講習会等を行っています。</p> <p>今後、文部科学省の動向を注視し、指針や情報が示されればそれらも参考にし、学校における包括的性教育の指導内容について、研究を進めます。</p>						

番 号	陳情第67号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第31項 (学校教育部教育課程課、総務部総務課)						
<p>入学式、卒業式等における国旗の掲揚及び国歌の斎唱については、学習指導要領に則って適切に実施するように各学校に対して指導しています。</p> <p>また、平成11年に「国旗及び国歌に関する法律（平成11年法律第127号）」が制定され、自治体として市民が国旗に親しみをもち、国旗への理解が深められるよう啓発に努める必要があることから、本市施設での国旗掲揚について取り組むこととしました。現在、この方針に沿って学校園施設においても国旗の掲揚を行っています。</p>						
第32項 (学校教育部教育課程課、中央図書館総務課)						
<p>こどもたちの教育については、学習指導要領に基づき、児童生徒や学校、地域の実態に即した教育課程を各学校で編成したうえで行われています。なお、本市教育委員会事務局においては、「はじめての防衛白書」の送付及びこのことについての防衛省からの通知は受けておりません。</p> <p>本市図書館は、図書館法第2条に基づく公立図書館として、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するために図書等必要な資料を収集、整理、保存し、市民の利用に供しています。資料の収集は、「堺市立図書館資料収集管理方針」に基づいています。収集にあたって、多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集するよう留意しています。</p>						

番 号	陳情第68号	所管局	ICTイノベーション推進室
件 名	行政にかかる諸問題について		
第1項（ICTイノベーション推進室） マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として導入されています。 マイナンバーの記入については、各手続において申請書等へのマイナンバーの記入が法的に定められている場合がありますが、その際は、マイナンバー法第14条第2項に基づく住民基本台帳ネットワークの利用などにより本市がマイナンバーを確認し、記入いただけない場合でも不当な取り扱いを行うことはありません。			

番 号	陳情第68号	所管局	総務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第2項（人事部人事課）（財政局契約部調達課）</p> <p>本市では、日本国憲法をはじめとする法令の理解を促進し、憲法に基づいた行政運営を推進するため、職員の職位や職務に応じて必要な知識・能力を体系的に習得できるよう職員研修やOJTを実施しています。今後も研修内容の充実に努めます。</p> <p>また、本市が発注する業務委託契約においても、受注者に対し、関係法令の遵守を徹底しています。引き続き、憲法の理念を踏まえた業務遂行が確保されるよう、必要な周知・指導を行います。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項（税務部税制課）						
<p>消費税におけるインボイス制度は、複数税率制度のもとでの適正な課税の確保を目的に導入された制度であり、上記に係る制度改正については、国会において審議決定されるべき事柄であると考えます。</p>						
第4項（契約部契約課、調達課）（上下水道局総務部理財・会計課）						
<p>公契約条例について、これまで国の動向や他都市の状況を研究してきましたが、最低賃金を始めとする賃金・労働条件の基準等の整備については国の施策において実施されるべきであり、公契約条例の制定については慎重に検討する必要があるものと認識しています。</p>						
<p>業務に関する法令等に違反した企業の入札参加については、「堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱」に基づき厳正に対応するなどし、本市が締結する契約に関し適正な労働環境及び適正な履行が確保されるよう引き続き取り組みます。</p>						
<p>次に、本市では、各局が予定価格400万円以下の少額工事・修繕案件を発注する場合には、建設業許可を登録要件とする建設工事に係る有資格者名簿からだけでなく、物品調達に係る有資格者名簿、業務委託・役務の提供に係る有資格者名簿からも選定できることとしています。そのため、「小規模工事希望者登録制度」のような制度を導入しなくとも、許認可の有無を問わず、広く市内中小企業の受注機会を確保するという目的は充足できているものと考えています。</p>						
<p>なお、有資格者名簿及び登録の要件は堺市ホームページ上で公表していますが、それ以外の名簿については、各局が独自の判断で有資格者以外の事業者を選定している一例に過ぎず、一般的に公募による登録は馴染まないと考えています。</p>						
<p>今後も競争性、公平性及び適正履行の確保に留意しつつ、地元企業の受注機会の確保に向けた取組を推進します。</p>						
第5項（税務部市税事務所納税課）						
<p>滞納市税を徴収するために給与が振り込まれた預金について差押処分する際には、地方税法が準用する国税徴収法第76条の規定にある差押禁止額を算出し、預金から除外することで生活費相当額の財産を差押えることがないよう留意しています。</p>						
<p>納税課では、滞納者から相談があれば、相談内容を丁寧に聞き取り、相談者の状況に応じた適切な対応を行っています。</p>						

番 号	陳情第68号	所管局	財政局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第6項（税務部税制課）						
所得税法第56条は、居住者の不動産所得、事業所得、山林所得に関し、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与については、その居住者の当該事業に係る各種の所得の金額の計算上、必要経費に算入しないという規定です。						
青色申告書を提出した場合は、所得税法第57条に基づき、当該事業に従事した同居親族等に支払った給与も、一定の条件のもと経費に算定することが認められています。						
上記に係る制度改正については、その要否を含め、国会において審議決定されるべき事柄であると考えます。						

番 号	陳情第68号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p>第7項（危機管理室危機管理課）（上下水道局経営企画室危機管理・広報広聴担当）</p> <p>本市では、物品調達、業務委託、建設工事等の入札参加有資格者名簿及び上下水道事業における指定工事事業者名簿等を一般公開しています。また、災害時には上下水道局のホームページが災害用に切り替わりますが、当該ホームページには、指定工事事業者名簿が確認出来るようになっています。</p> <p>令和6年能登半島地震の被災地では、被災状況等を踏まえ、石川県が「いしかわ住まいの再建協力業者リスト」、新潟市が「令和6年能登半島地震被災者向け修繕業者名簿」を公表しました。このような先行事例も参考に、災害時には被災者の生活再建に必要な様々な情報の提供に努めます。</p>						

番 号	陳情第68号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第8項（長寿社会部国民健康保険課）						
<p>令和6年度以降は大阪府内の統一保険料率に移行しており、財政剩余额や基金の繰入、法定外繰入など、本市独自で負担軽減策を講じることはできません。また、保険料率抑制を目的とした繰入れは行わないよう国が示しており、「大阪府国民健康保険運営方針」においても令和6年度の保険料率完全統一後は「保険料率引下げを目的とする基金の繰入れを認めない」とされています。</p> <p>なお、本市としては統一保険料率についてもより一層の低減が必要であると考え、大阪府から国に対し更なる公費投入の拡充を求ることや、被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を大阪府が講じることを引き続き検討するよう意見具申を行いました。その結果、令和6年度から府内全体で保険料率の抑制策が実施されることとなりました。</p> <p>また、国に対し、国民健康保険制度の構造的な問題の解決として、医療保険制度を一本化するなどの抜本的な改革を行うよう、また、改革が行われるまでの間は、国民健康保険財政に対し、国庫等の公費負担の更なる引上げ等を行うよう要望しています。</p> <p>未就学児の均等割軽減についても、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、対象となる年齢及び軽減割合の拡大を国に要望しています。</p> <p>今後も被保険者の負担抑制のため、引き続き大阪府や国に対する要望等を行います。</p> <p>保険料軽減の代替施策として現金給付を行うことについては、「保険事故が伴わない給付については、制度上不適切である」との見解が国から示されており、本市としては給付を行うことは考えていません。</p>						
第9項（長寿社会部国民健康保険課）						
<p>傷病手当金の支給については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に資するため、国から緊急的な措置として傷病手当金の支給に要した費用の全額について財政支援を行う旨が示されたこと等を踏まえた特例的な措置として、令和5年5月7日までに感染したものについて実施していました。しかし、令和5年5月8日から5類感染症に位置付ける方針が示され、国の財政支援が終了したことから、当該措置も終了しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に限定しない形での傷病手当金や出産手当金の常設については、国保には多様な就業形態の被保険者が加入しており、被保険者間の公平性等、様々な課題があると認識しています。</p>						
第10項（長寿社会部国民健康保険課）						
<p>保険料減免については、大阪府国民健康保険運営方針において府内統一基準が定められたことを受けて、本市では平成30年度から府内統一基準に合わせて実施しており、独自の減免制度を設けることは考えていません。</p>						

番 号	陳情第68号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第11項（長寿社会部国民健康保険課）						
<p>保険料減免は、申請時点で納期が到来していない保険料が対象であるため、申請時から遡ることはできません。ただし、単身世帯の入院中に保険料が口座振替された等、やむを得ない事情があると認められる場合は、遡って減免適用及び還付を行っています。</p> <p>なお、「大阪府国民健康保険運営方針」において定められた、府内統一基準に基づく保険料減免については、煩雑な手続とならないよう、簡素化に努めます。</p>						
第12項（生活福祉部地域共生推進課）						
<p>滞納者を含む生活困窮者に対して、本市では、平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく総合相談窓口として、堺市生活・仕事応援センター「すてっぷ・堺」を開設しています。同窓口では、生活困窮者の生活状況を聞き取り、相談支援や就労支援、家計改善支援等、生活困窮状態からの脱却を図るための支援を行っています。</p>						
第13項（長寿社会部国民健康保険課、医療年金課）						
<p>令和6年12月2日から、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しましたが、マイナ保険証の利用登録は任意であり、国民健康保険及び後期高齢者医療制度では、登録を解除することができます。</p> <p>また、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、従来の被保険者証に代わるものとして、資格確認書を交付しています。この資格確認書は、有効期限が切れる前に、新しい資格確認書を交付します。なお、後期高齢者医療制度については、国の事務連絡に基づき、マイナ保険証の利用登録をしている方にも、令和8年7月まで資格確認書を交付します。</p> <p>マイナ保険証の利用登録を行わなくても従来通り医療機関で受診していただくことができることは、引き続き広報紙や本市ホームページ等で周知を行います。</p>						

番 号	陳情第68号	所管局	環境局
件 名	行政にかかる諸問題について		
<p>第14項（カーボンニュートラル推進部環境エネルギー課）</p> <p>本市では、ゼロカーボンシティを推進する取組として省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の支援を行っており、建物の断熱化に関してはZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の普及促進を行っています。また、省エネルギー技術の普及状況や再生可能エネルギーの導入状況等を踏まえて適宜支援制度の見直しを行っており、断熱化を含めた省エネ等について情報収集し、効果的な支援制度について引き続き検討します。</p>			

番 号	陳情第68号	所管局	産業振興局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第15項（産業戦略部産業企画課、地域産業課）						
<p>商店リフォームについて相談があった場合には、経営改善の観点も踏まえ、堺商工会議所に設置する経営相談窓口で対応しています。加えて、堺市産業振興センターと連携し、専門家派遣などを行っており、リフォーム費用等の助成については、国の中規模事業者持続化補助金の案内をしています。</p> <p>なお、本市では個店に対するリフォーム助成は行っていませんが、商店街が地域ニーズを把握し、不足業種等を空き店舗に誘致する新規テナント誘致事業や、商店街が空き店舗を借上げ地域に必要なコミュニティ施設として活用する事業等、商店街が自主的・主体的に取り組む空き店舗活用事業への支援を行っています。</p> <p>また、本市では、市内中小企業者の資金調達を円滑に進めるため、本市独自の無担保融資として大阪信用保証協会が保証する「堺市中小企業振興資金融資（市町村連携型）」と「堺市中小企業設備投資応援資金融資（市町村連携型）」を用意し、担保の拠出が難しい方でも利用しやすい融資を提供しています。</p> <p>さらに、堺市産業振興センターが保証する融資として「堺市中小企業活力強化資金融資」と「堺市創業者支援資金融資」を用意していますが、こちらの融資は、保証料を原則本市が全額負担する制度であり、諸費用面でも利用しやすいものと考えています。</p> <p>その他、多様な資金ニーズに対応するため種々の融資メニューを設けており、今後とも、中小企業者を取り巻く経済情勢や経営実態に即した利用しやすい融資制度の構築に努めます。</p> <p>上記施策のほか、本市では「堺市基本計画」や「堺産業戦略」において、産業振興に関する方針を定め、これらの方針に基づき、経営基盤の強化や人材確保の支援など中小・小規模企業に対する各種施策も臨機応変に展開しています。</p> <p>令和7年度中には、社会経済情勢の変化や市内企業が直面する課題などを踏まえ、「堺産業戦略」を改定する予定であり、今後とも、理念にとどまらず積極的かつ柔軟に中小・小規模企業を支援することで、地域経済の活性化を図ります。</p>						
第16項（産業戦略部産業企画課）						
<p>本市では、四半期ごとのアンケート方式による「地域産業経営動向調査」や堺市産業振興センターにおける金融・経営相談及び各種業界団体との情報交換に加え、令和7年2月に市内中小企業者を対象としたアンケート調査を実施するなど、様々な機会を通じて市内事業者の実態把握に努めています。</p> <p>今後とも実態調査などで把握したニーズを踏まえ、産業振興施策の構築及び推進に努めます。</p>						

番 号	陳情第68号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第17項（住宅部住宅施策推進課）						
<p>本市では、国のリフォーム補助制度や大阪府のリフォームマイスター制度に登録しているリフォーム事業者の紹介、リフォームに関する相談窓口に関する情報提供により、リフォーム・リノベーションの促進を図っています。</p> <p>また、空き家を購入し、市外転入又は市内の賃貸住宅から転居した若年世帯・子育て世帯に対して空き家の購入に要した費用を補助しており、補助した世帯においては、購入した住宅をリフォームして住んでいる方多くあります。</p> <p>引き続き、相談体制の充実や事業者との連携を図り、リフォーム・リノベーションの促進に取り組みます。</p>						

番 号	陳情第68号	所管局	教育委員会事務局
件 名	行政にかかる諸問題について		
第18項（学校管理部学務課） 就学援助については、準要保護者に対する国庫補助制度が廃止された中、援助内容の継続を図るため、現在の認定基準で実施しています。 今後も、国に対し就学援助費に係る財政措置の充実について要望します。			

番 号	陳情第69号	所管局	危機管理室			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第1項（危機管理室防災課）（教育委員会事務局学校管理部学校施設課） 本市における避難所となる市立学校体育館への空調整備については、当初、令和7年度から11年度までの5か年で整備工事を完了させる計画としていましたが、近年の猛暑や自然災害の激甚化・頻発化への対応を一層急ぐ必要があることから、整備に要する人員体制の強化などにより、令和7年度から10年度までの4か年で整備完了するように前倒しします。						
第2項（危機管理室危機管理課、防災課） 本市では、過去の災害時の実態や令和2年5月に内閣府から示された「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を踏まえ、男女共同参画の視点による災害対応の強化を図っています。 具体的には、本市域の防災に関する重要事項の審議を行う堺市防災会議は、女性の積極的な委員就任を呼び掛けた結果、全委員のうち女性委員が政令市でも上位の約4割となっており、「堺市地域防災計画」の修正時には女性の視点を反映しています。令和4年3月の計画修正では、平常時から復興までの各段階における男女共同参画部局の役割の位置付けや災害用備蓄物資の調達時における女性、こどもへの配慮などの規定を設け、生理用品やマンホールトイレの照明用ランタン、防犯ブザー、トイレや更衣室の男女別などを示すピクトグラム表示板の備蓄等の充実を図ってきました。また、本市の避難所運営の指針となる「堺市避難所運営マニュアル」でも、令和7年5月に男女別の避難スペース等に配慮した避難所スペースのレイアウト例を規定しました。 避難所での男女共同参画については、運営に女性のニーズを反映するため、避難所を運営する避難所運営委員会の運営責任者やその他役員等は男女両方を配置するよう求めています。 「防災士」については、防災士養成講座への女性の積極的な参加を呼びかけており、本市における防災士資格取得者のうち女性比率は約2割となっています。 また、自主防災組織リーダー研修会や女性向け防災研修会等を実施し、男女共同参画の視点の重要性についての理解促進、啓発に取り組んでいます。						

番 号	陳情第69号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第3項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）						
<p>本市では、「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づき「第5期さかい男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進しています。</p> <p>本プランでは現状から把握した課題をもとに、4つの基本方針として「女性の参画拡大と活躍の推進」や「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革」等を定め、基本方針に基づき、意思決定過程への女性の参画促進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発等に取り組んでいます。</p> <p>地域活動のプロセスに男女共同参画の視点を反映できるよう、地域の状況に応じて組織や団体の女性リーダーを増やすための機運醸成を図るなど、今後も社会情勢の変化等を踏まえながら、男女共同参画社会の実現のために様々な施策を推進します。</p>						
第4項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）（総務局人事部人事課、労務課）（産業振興局産業戦略部雇用推進課）						
<p>本市では、個性と能力が十分に發揮され、全ての分野に対等なパートナーとして参画できる男女共同参画社会の実現をめざし、率先して意思決定過程への女性の参画を促進し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発等の取組を積極的に推進しています。</p> <p>行政職については、簡素で、最適と考える任用や勤務形態の人員構成を実現することにより、住民のニーズに応える効果的・効率的な行政サービスを提供することが必要です。</p> <p>そのために、市民の視点に立って、業務内容に応じた最適な任用形態を合理的に組み合わせながら、適切な人員配置を講じ、費用対効果の高い行政運営をめざします。</p> <p>労働時間を含むワーク・ライフ・バランスの推進については、本市においても重要な課題と認識しており、令和4年3月に「堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画」を策定し、時間外勤務の抑制、柔軟な働き方の推進や業務の効率化を進めています。</p> <p>民間企業に対しては、市内企業等を対象に、長時間労働の是正など働き方改革をテーマにしたセミナーを開催するなど、企業への意識啓発を行っています。また、労働相談窓口を常設し、労働時間や賃金に関することなど、職場で発生した個別のトラブルに関する相談対応にも取り組んでいます。</p> <p>引き続き、仕事と家事・育児・介護との両立の支援、多様な働き方の推進、男性の育休取得促進等に向け、取組を推進します。</p>						

番 号	陳情第69号	所管局	市民人権局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p>第5項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）</p> <p>女性活躍を阻む要因として、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みなどが存在していると考えます。本市ではすべての人が性別にかかわりなく個性と能力を発揮し、対等に参画する社会の実現に向け、ジェンダー平等及びジェンダーの視点をすべての施策に反映し取り組んでいます。また、意思決定過程への女性の参画促進に向け、本市では女性職員の管理職への登用を積極的に行うほか、審議会等への女性委員の登用を促進しています。</p> <p>さらに、家庭、地域、職場等の様々な場面において、ジェンダー平等の理解が促進されるようパネル展示等の啓発事業や、市ホームページ、SNS等の媒体を活用した周知等を行っています。今後も固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向け取組を推進します。</p>						
<p>第6項（ダイバーシティ推進部ダイバーシティ企画課）</p> <p>男女共同参画社会の実現のためには、様々な分野における方針や意思決定過程の場に男女が対等な立場で参画し、意見が反映されることが重要であるとの観点から、「第5期さかい男女共同参画プラン」のKPI（重要業績評価指標）として、市の審議会等委員の女性比率の目標値を「令和8年度までに45%」に設定し、積極的な女性登用を促しており、また、市職員や市教職員の女性管理職比率を掲げ、女性職員の積極的な登用を図っています。</p> <p>本市が率先して意思決定過程における女性の参画を促進し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発などの取組を積極的に推進することにより、地域で活動する団体においても女性リーダーの登用が促進されるよう機運の醸成を図ります。</p>						

番 号	陳情第69号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第7項（学校管理部学校給食課）						
本市では、学校給食がこどもたちの健全な成長と発達を支えるための重要な役割を担っていることに鑑み、子育て世帯の経済的負担を軽減し安全で安心な学校給食を提供するため、市独自施策として小学校及び特別支援学校小学部の給食費の無償化を、令和7年度から段階的に実施しています。なお、実施にあたっては、本市の財政収支見通しに鑑み、持続的な財政運営等を考慮しています。						
あわせて令和7年度は、栄養バランスと量を保った学校給食を提供するため、米飯等の食材費の高騰分について市が当初予算及び補正予算を確保して支援しています。						
また、国に対しては、小中学校の給食費の無償化は、家庭の事情に関係なく支援するという観点から、国負担による恒久的な制度として全国一律の取組が必要であるとして、早期に実現することを要望しています。						
第8項（学校管理部学校給食課）						
本市の学校給食における地場産物の使用については、関係各所と連携し、米、小松菜、玉ねぎ、大根、にんじん、キャベツ等を献立に取り入れ、使用しています。また、学校給食を活用し、地産地消をこどもたちに伝えるなど、食育の推進に取り組んでいます。						
第9項（学校管理部学校給食課）						
小学校給食における米飯回数については、令和7年度以降、従来の週3回から週3・5回に増やしています。また、中学校においては、2か所の給食センターに炊飯設備を設置し、米飯給食を中心とした給食を実施しています。						
第10項（学校管理部学校給食課）						
国産小麦については、収穫量も十分でなく、安定的に給食で使用することが困難な状況であるため、輸入小麦を使用しています。						
なお、学校給食では食品衛生法等により安全性が確保された食材を使用しており、物資選定委員会（保護者、学校関係職員、保健所職員で構成）において、安全で良質な食品の購入ができるよう食品添加物など不要なものを省いた食材等を選定しています。						
第11項（学校管理部学校給食課）						
本市では、児童生徒が生涯にわたり健やかに生きるための基礎を培う事ができるよう、すべての学校において、食に関する指導の全体計画を策定し、各学校の児童生徒の実態に合わせた食に関する目標を設定して、食育を推進しています。また、すべての小中学校において、栄養教諭等の訪問指導等による食育を一層推進するために、栄養教諭の定数改善及び増員について、国に要望しています。						

番 号	陳情第70号	所管局	健康福祉局			
件 名	障害者施策等の充実について					
第1項 (障害福祉部障害支援課)						
<p>強度行動障害のある方等を受け入れるために一定の人員を配置しているグループホーム事業所に対して、本市独自に「堺市重度障害者対応型共同生活援助事業運営補助金」を交付しています。</p> <p>同補助金については、グループホームにおける重度障害者の受入れが更に促進されるよう見直しを進めており、今後も強度行動障害のある方の受入れ促進に取り組みます。</p>						
第2項 (障害福祉部障害福祉サービス課)						
<p>障害支援区分認定調査については、全国統一で決められた調査項目に基づき調査を行っているため、項目の追加はできませんが、調査の際に障害福祉サービスの利用に関する意向聴取を行っています。</p> <p>また、施設入所等の希望については、各区役所地域福祉課等が窓口となっており、相談の際に本人及び家族の状況等を確認しています。</p>						
第3項 (障害福祉部障害施策推進課、障害支援課)						
<p>「さかい福祉と介護の実践発表会」を開催し、障害福祉サービス事業所及び高齢者福祉施設職員が実践活動や研究活動等の発表を行い、職員のスキルアップや気づきのきっかけ、やりがいの喚起につながるように働きかけています。また、国庫補助を活用し、「障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業」として、社会福祉法人等が個別に実施していた採用や研修の負担軽減を図るため、複数の事業所が協働して実施する人材募集や研修の取組に対する補助を行っています。</p> <p>今後も福祉の人材確保のための支援に取り組みます。</p>						

番 号	陳情第71号	所管局	健康福祉局			
件 名	HPV等ワクチンについて					
第1項（保健所感染症対策課） 本市ホームページに掲載している「国内におけるワクチン副反応疑い報告状況について」の表は、厚生労働省の審議会資料を基に作成しています。誤解を招かないように表記の工夫を行います。						
第2項（保健所感染症対策課） 本市ホームページに掲載している動画及び動画上の資料は、現在、対象者や保護者の方がより理解を深めていただけるよう資料等を用意し更新作業を行っています。ワクチン接種を検討する際の判断材料として、ワクチンの効果や副反応について、今後も分かりやすい適切な情報提供に努めます。						
第3項（保健所感染症対策課） 予防接種健康被害救済制度の申請時に、医療機関から診療録等の書類を数多く入手いただく際の費用が申請の負担であることは認識しています。 予防接種の副反応による健康被害救済に関する文書費用の助成については、本来国において制度化することが望ましいと考えており、新型コロナワクチンの副反応や後遺症、救済制度の現状に関して厚生労働省との情報共有や大阪府への働きかけ、政令指定都市の会議において意見交換を行いました。また、救済制度申請時の手続の迅速化・簡素化や文書料の助成について、国に対し、関西広域連合、全国衛生部長会、大都市衛生主管局長会議としての要望に加え、本市としても直接、厚生労働省に要望しました。 引き続き国に対して粘り強く申請時の負担軽減について働きかけます。						

番 号	陳情第72号	所管局	健康福祉局
件 名	加齢性難聴者への支援について		
(長寿社会部長寿支援課) 高齢の方に多いとされる加齢性難聴は、地域特有の事象ではなく、全国的な事象であることから、加齢性難聴者の補聴器購入助成は、全国一律の基準で実施されるべきものであると考えています。 引き続き、国に対し補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度の創設について、政令指定都市共同で要望します。			

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第1項（保健所動物指導センター）						
<p>市では、地域住民が野良猫（飼い主のいない猫）を適正に管理する地域猫活動を推奨しています。地域猫活動が円滑に進むよう、広報誌やホームページ等により周知を行っているほか、活動の基本的な手法等を記載した「地域猫ガイドブック」を作成し、それをもとに、地域に応じたルールを定めて活動を実施していただくこととしています。</p> <p>公共施設や私有地、民間施設の敷地内で地域猫活動を認めるかどうかは、土地及び施設所有者の判断となります。また、野良猫（飼い主のいない猫）などの動物の保護施設の設置は予定しておりませんので、ご理解をお願いします。</p> <p>現在、動物指導センターは建て替えを検討しており、人と動物が共生する社会の実現に向け、今後も、市民の動物愛護意識の向上、適正な飼育管理の推進について周知啓発を行う一方、収容犬猫の譲渡や、災害時における被災動物（飼い主とはぐれた犬猫）に係る対応の充実を図ります。</p>						
第2項（保健所動物指導センター）（環境局環境事業部環境業務課）						
<p>飼い主不明の小動物や野生動物については、動物専用炉を所有する本市の委託事業者への受入れ上限などに鑑み、引き続き、現状の方法としています。また、動物専用の斎場の設置は予定しておりませんので、ご理解をお願いします。</p>						
第3項（保健所動物指導センター）						
<p>本市が推奨する地域猫活動では、地域の猫による諸問題を地域で解決するという観点から、地域の合意を得て活動していただくこと、そして活動の継続性から、3名以上のグループを対象としていますので、ご理解をお願いします。また、令和6年12月より、地域猫活動を補完する制度として、公益財団法人どうぶつ基金の行政枠に登録し、繁殖抑制のために不妊手術を行う活動団体に無料不妊手術チケットを交付する「堺市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付事業」を実施しています。これらの事業により、市内における野良猫（飼い主のいない猫）の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と生活環境の保全を図ります。</p> <p>地域猫活動を行っている方については、常時相談を受け付けているほか、捕獲機の貸出しや、不妊手術費用の助成を行っているほか、エサをやるときのマナー（置きエサをしない、不妊手術をする、清掃をする）について、広報誌やホームページ、直接訪問により啓発を行っています。</p>						

番 号	陳情第73号	所管局	健康福祉局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
第4項（長寿社会部介護事業者課）						
<p>特別養護老人ホームの設備に関する基準ではペット飼育に関する設備は規定されておらず、介護報酬の算定に当たってもペットの世話は適用されていません。</p> <p>また、清潔の維持、介護職員の負担の増加、ペットを起因とする動物アレルギーの発症や犬、猫及び爬虫類等のペットを苦手とする方もいます。</p> <p>本市では、常に介護が必要な方を対象とする特別養護老人ホームへの入所は、円滑に行われることが重要であるものと考えています。このことから、本市として常時ペットを受け入れる特別養護老人ホームの整備は難しいと考えています。</p>						

番 号	陳情第73号	所管局	建築都市局			
件 名	行政にかかる諸問題について					
<p>第5項（住宅部住宅管理課、住宅改良課）</p> <p>本市の市営住宅は、住宅セーフティネットの中核として、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸等することにより居住の安定を確保することを目的として設置しています。</p> <p>ライフスタイルが多様化する中で、共同住宅におけるペット飼育の考え方も議論されていることは承知していますが、市営住宅では、ペットの鳴き声、におい等の相隣関係や、共用部分の衛生管理、アレルギーや健康被害への配慮等の観点からペットの飼育はご遠慮いただいているります。</p>						

番 号	陳情第74号	所管局	文化観光局
件 名	大屋根リングについて		
(観光部観光推進課)	<p>百舌鳥古墳群は世界遺産に登録され、その保全を図るため緩衝地帯を設けています。仁徳天皇陵古墳をはじめとする構成資産の近傍では、より厳重な規制により重点的に景観が保全されています。建築物の新築等については、高さ15mを越えないことが許可基準の一つですが、大屋根リングは高さ最大約20mあり、また周囲の景観や住環境への影響が想定されることから、移設は困難です。</p> <p>令和7年10月からは、大仙公園内において、上空約100メートルから世界遺産・百舌鳥古墳群の雄大さを体感できる気球の運行が始まりました。こうした新たな手法も導入し、都市部で1600年もの間、守り継がれてきた古墳群をはじめ、堺の歴史や文化を今後も広く発信してまいります。</p>		

番 号	陳情第75号	所管局	建設局			
件 名	金岡公園プールについて					
<p>第1項、第2項、第3項、第4項、第5項（公園緑地部公園緑地整備課）</p> <p>金岡公園の再整備に向けて、現在基本計画（案）の作成に取り組んでいます。アンケート調査による市民ニーズの把握やこれまでの利用状況等を踏まえ、整備内容について検討を進めています。基本計画（案）作成後は、パブリックコメントを実施し、広く市民の皆さまのご意見をお伺いする予定です。</p> <p>また、プール等の公園内施設については、現在の利用料金や市民サービスの観点、受益者負担の考え方などを踏まえ、料金設定を図り、身体に障がいを持つ人たちも安全に利用できるよう「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」を参考に検討を進めます。</p>						

番 号	陳情第76号	所管局	建築都市局			
件 名	公共交通について					
第1項（交通部交通政策課）						
<p>バスや鉄道等大量輸送を担う公共交通において、様々な利用者の希望する全ての目的地に応じて、バス路線を設定することは困難であり、目的地まで既存路線を乗り継いでご利用いただくことにより、それぞれの路線を維持・確保しています。</p> <p>バス路線の新設については、経営状況・事業性等を踏まえて事業者が総合的に判断されると考えていますが、現在、人口減少やコロナ禍における新しい生活様式の定着に伴う通勤・通学利用の減少や燃料費高騰等による運行コストの増大に加えて、深刻化する運転士不足によりバス事業者の経営環境は更に厳しい状況にあります。</p> <p>泉ヶ丘から鳳駅へのバス路線の新設については、引き続き当該地域を運行している南海バス株式会社にお伝えいたします。</p>						
第2項（交通部交通政策課）（健康福祉局長寿社会部長寿支援課、障害福祉部障害施策推進課、生活福祉部地域共生推進課）（子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課、子ども育成課）						
<p>おでかけ応援制度は、高齢者の社会参加と健康増進を促し、また、公共交通機関の利用促進による維持確保を図ることを目的とし、65歳以上の堺市民の方が市内の路線バスと阪堺電車を1乗車100円で利用できる制度です。この制度趣旨に鑑み、対象年齢未満のこども、障害者、妊婦及び生活困窮者を対象とする予定はありません。</p> <p>本市としては、今後とも府内関係部署や交通事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努め、高齢者の社会参加及び健康増進を推進します。</p>						
第3項（交通部交通政策課）						
<p>おでかけ応援制度は、路線バスと阪堺電車の利用にかかる通常運賃について「おでかけ応援カード」を提示することにより1乗車100円でご利用できる制度であり、乗り継ぎ制度に関しては各事業者の経営判断により実施されるものです。</p> <p>南海バス株式会社に確認したところ、「現在、乗り継ぎ制度を実施しておらず、仮に実施する場合にはその減収分を補う原資が無く営業収支の悪化が見込まれるため、検討はいたしかねます。何卒、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。」と伺っています。</p> <p>本市としては、今後とも交通事業者と連携しながら、公共交通の利用促進及び維持確保に努めます。</p>						

番 号	陳情第77号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	支援学校について					
第1項（1）（学校教育部支援教育課）						
<p>令和5年にお示しした当初の方針では、支援学校分校開校に合わせて、対象校区に居住する児童生徒全員に転籍していただく予定でしたが、様々な特性等を有する児童生徒にとっての転籍による環境変化等の影響、また、そのことを危惧される保護者の方々のご意見・ご要望を考慮し、併せて支援学校高等部への進学を見据えたものとするため、昨年度、当初の方針を見直したものです。</p> <p>一方で、支援学校児童生徒の個々に応じた支援を安定的に継続し、また、児童生徒にとってより良い教育環境を提供するためには、それぞれの支援学校において児童生徒を計画的に受け入れ、児童生徒数に適した施設整備や教職員配置を行うことが重要であると考えています。したがって、百舌鳥・上神谷両支援学校から支援学校分校への転籍は、支援学校分校が開校する令和8年度に限定することが望ましいと考えています。</p>						
第1項（2）（教職員人事部教職員人事課、学校教育部支援教育課）						
<p>支援学校分校の職員配置につきましては、現在、学校教育活動、学校運営及び児童生徒の安全確保を適切かつ円滑に行うことができるよう検討を進めていますが、人事発令は本市教職員全体の異動にかかわるものであることなどから、支援学校分校開校前における兼務発令や人事発令の一部の早期化は、困難であると考えています。</p> <p>予算につきましては、教育委員会全体で予算の確保に取り組んでいます。</p>						
第1項（3）（学校教育部支援教育課）						
<p>現在、就学相談、進学相談及び支援学校分校への転籍に関する相談を継続している状況ですが、令和8年4月の支援学校分校の児童生徒数は、20人から30人程度になると見込んでいます。</p>						
第1項（4）（学校教育部支援教育課、学校管理部学務課、学校施設課）						
<p>支援学校分校の周辺道路について、こどもたちにとって安全な歩行空間を確保するため、地域整備事務所との調整により、市道宮園1号線に、外側線（路側帯）・グリーンベルト・U字バリカー・ポストコーン・減速標示が設置されました。また、市ホームページに、設置に係る情報を掲載しました。</p>						

番 号	陳情第77号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	支援学校について					
第1項（5）（学校教育部支援教育課）						
<p>支援学校分校開校に向けては、準備委員会や準備担当者会議において、教育課程、時間割、教室の設え、体育館や共用する教室の使用ルール等について一つ一つ丁寧に検討しています。これらの会議には宮園小学校の教職員も参加し、開校に向けた準備を行っています。</p> <p>宮園小学校の保護者には、令和7年10月に開催した保護者説明会にて支援学校分校設置の趣旨や準備状況についてお知らせしており、今後も必要に応じて情報提供を行います。</p> <p>こどもたちへの障害理解教育については、全ての学校において取り組んでいるものであり、授業や交流活動などを通じて理解を深める機会を設けています。また、昨年度は、宮園小学校の児童に対して、支援学校分校設置の趣旨を説明する機会を設けました。今年度も令和8年3月に宮園小学校の児童に対して説明することを予定しています。</p> <p>今後も、宮園小学校と支援学校分校のこどもたちが安全で安心して学校生活を送ることができるよう、引き続き、丁寧な対応に努めます。</p>						
第2項（1）・第3項（1）（総務部教育政策課、学校教育部支援教育課）						
<p>現在、本市では、令和8年度からの5年間を計画期間とする次期堺市教育振興基本計画の策定に向けた検討を進めており、国の動向、社会情勢の変化や第3期教育プランの総括等を踏まえ、令和7年度中に特別支援教育全体のあり方を含めた本市の包括的な教育方針等を示す予定です。</p> <p>市立支援学校の狭隘化対策に関する具体的な数値目標や支援学校児童生徒数の推計については、就学相談や進学相談の動向のほか、今年度策定予定の次期堺市基本計画で用いる年少人口の推移など、複数の不確定要素を踏まえる必要があるため、現時点ではお示しすることは困難です。そのため、市立支援学校のあり方については、令和8年4月の支援学校分校開校後、児童生徒数の推移等を見極めた上で、必要な検討を行います。</p> <p>今後も、障害のあるこどもが安心して学び、成長できるよう、特別支援教育の充実と推進に取り組みます。</p>						
第2項（2）（教職員人事部教職員人事課）						
<p>人事異動は、組織の活性化を促し、教員の資質能力向上の面でも多様な状況に対応できるスキルの獲得に寄与する重要なものであると考えています。</p> <p>専門性については、教員採用選考試験において、特別支援学校教諭普通免許状を所有する者に対する得点の加点や、通常の学級の担任等とは別に募集するなど、特別支援教育の専門性を有する人材の確保に取り組んでいます。また、人事異動の中で、支援学校と小・中学校との校種間異動も行うことも、支援学校、支援学級双方にとって、それぞれの専門性を交流させることができる有益なものと考えています。</p> <p>人事異動基準の適用にあたっては、学校運営面や組織編成等も考慮し対応します。</p>						

番 号	陳情第77号	所管局	教育委員会事務局
件 名	支援学校について		
第2項（3）（教職員人事部教職員人事課、学校教育部支援教育課、教育センター能力開発課）	<p>支援学級担任の専門性の向上は、小中学校の特別支援教育の充実に不可欠であると認識しています。本市では、教員採用選考試験において、特別支援学校教諭普通免許状を所有する者に対する得点の加点や、通常の学級の担任等とは別に募集するなど、特別支援教育の専門性を有する人材の確保に取り組んでいます。さらには、校長から学校の状況について丁寧に聞き取りを行い、学校の実情をふまえ、適材適所を念頭において教職員の人事配置を行っています。また、小中学校における特別支援教育に関する専門性を高めるため、支援学級担任をはじめ全ての教職員を対象とした研修を実施しています。</p> <p>今後も、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上と理解促進に取り組みます。</p>		

番 号	陳情第78号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第1項（1）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>本市放課後児童対策等事業については、校区によって利用できる事業内容（利用時間や利用料金など）に違いがあり、制度の複雑化及び公平性について課題があったことから、市内全域で同一の事業を提供し、保護者や児童にとってよりわかりやすい制度となるよう令和10年度に3事業の制度を統一することを予定しています。そのため、契約期間を2年間としています。</p>						
第1項（2）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>放課後児童対策等事業は、児童が放課後の時間を安全・安心に過ごし、健やかに成長するために必要な事業であり、本市としても、「質」の確保は重要であると認識しています。令和6年度に実施した総合評価一般競争入札より、総合評価の配点割合を「価格評価点50：技術評価点50」に変更しておりますが、令和7年度の総合評価一般競争入札においては、昨年度までと配点割合は同様のまま、応募業務における特色ある取組や業務管理体制、コーディネーターに関する項目など本業務の履行能力、体制を把握するため評価項目を増やしました。</p>						
<p>このことにより、技術面を多面的に審査し、特定の要素に偏らず総合的な技術力を評価することが可能となっています。</p>						
第1項（3）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>価格評価点の算出方法は、堺市委託業務に係る総合評価一般競争入札実施マニュアルに基づき、価格評価点=100×（最低入札価格／当該業者の入札価格）で算出しています。</p>						
<p>このため、最低入札価格を提示した業者は分母と分子が同じとなり「1」となって満点を獲得し、入札価格が安いほど高い評価点を得られる仕組みとなっています。</p>						
<p>なお、総合評価一般競争入札では、価格のほかに事業者の専門知識やノウハウ等に関する技術提案を受け、価格と技術的要素を総合的に評価し、最も優れた案を提示したものを落札者として決定しています。価格のみで選定するのではなく、技術力や提案内容も重視することで、事業の「質」を確保し、価格と質のバランスが取れた選定を行っています。</p>						
第1項（4）（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>雇用は雇用主と従業者との間の契約に基づくものであり、発注者が業務仕様書において雇用の継続を義務付けることは困難であると考えています。</p>						
<p>なお、運営事業者が変更となる場合には、事業の安定運営を継続及び児童への影響を考慮して、業務仕様書において「前受注者が雇用していた業務従事者の雇用については、当該業務従事者の意向を踏まえ、受注者及び前受注者が可能な限り協力する」よう規定しています。</p>						

番 号	陳情第78号	所管局	教育委員会事務局			
件 名	放課後施策について					
第2項（地域教育支援部放課後子ども支援課）						
<p>のびのびルームでのおやつ提供については、月額8,000円の保護者負担金に加えて月額2,000円のおやつ代を別途ご負担いただき提供しています。おやつの提供方法について、今後「希望制（希望する児童のみが月額2,000円でおやつ提供を受ける）」の導入を検討するため、現在おやつ提供がない事業をご利用の方を含め、幅広い利用者を対象に、アンケートを実施しました。</p> <p>アンケートでいただきました意見及び「放課後児童クラブ運営指針」を踏まえ、おやつ提供の方法を検討します。あわせて、利用者からいただいた意見やニーズを大切にし、より満足いただけるおやつ提供に努めます。</p> <p>なお、このアンケートは、公表を前提としたものではないため全ての内容を公表することは困難ですが、どのような公表が可能であるか検討します。</p>						

令和 7 年 第 4 回市議会(定例会)請願・陳情回答綴

令和 7 年 1 月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市配架資料番号
1-B2-25-0038